

第25回中国ブロック発注者協議会幹事会

日 時:令和5年6月26日(月)14:00～15:30

場 所:中国地方整備局太田川河川事務所
(1階会議室)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 出席者紹介

4. 議 事

(1)「中国ブロック発注者協議会」設置要領の改正について(報告)

(2)令和4年度における目標達成度の公表について 【資料1】【資料2】

(3)中国ブロックにおける新たな指標に対する令和5年度の実行方針について 【資料3】

(4)その他連絡事項【資料4】

- ・日本建設業連合会からの要望
- ・連絡事項

5. 閉 会

「中国ブロック発注者協議会」設置要領

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、中国ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって中国ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、中国地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年10月 9 日から施行する。
この要領は、平成23年 7月13日から施行する。
この要領は、平成24年 7月18日から施行する。
この要領は、平成25年 1月30日から施行する。
この要領は、平成25年 7月 9日から施行する。
この要領は、平成26年 7月14日から施行する。
この要領は、平成27年 9月 2日から施行する。
この要領は、平成28年 3月24日から施行する。
この要領は、平成29年 3月24日から施行する。
この要領は、平成30年 3月23日から施行する。
この要領は、令和元年 7月23日から施行する。
この要領は、令和 5年 6月16日から施行する。

第4条関係(委員)

	所 属	部 署	役 職	備 考
副会長 会 長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部長	
	財務省	中国財務局	管財部長	
		広島国税局	総務部次長	
	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部長	
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部長	
	国土交通省	中国地方整備局	局 長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国地方整備局	副局長	
		中国運輸局	総務部長	
		大阪航空局	空港部長	
	海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部長	
	環境省	中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	
	防衛省	中国四国防衛局	調達部長	
	広島高等裁判所	オブザーバー参加	会計課首席技官	オブ
	鳥取県	農林水産部	部長	
		県土整備部	部長	
	島根県	農林水産部	部長	
		土木部	部長	
	岡山県	農林水産部	部長	
		土木部	土木部長	
	広島県	農林水産局	局長	
		土木建築局	局長	
	山口県	農林水産部	部長	
		土木建築部	部長	
	岡山市	都市整備局	局長	
	広島市	都市整備局	局長	
	鳥取市	総務部	部長	
		都市整備部	部長	
	松江市	都市整備部	部長	
倉敷市	総務部	部長		
	土木部	部長		
三原市	財務部	部長		
山口市	総務部	部長		
	都市整備部	部長		
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部長		
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	所 長	本四代表	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	副所長		
広島高速道路公社		理 事		
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	所 長		
事務局	国土交通省	中国地方整備局	総務部長	
			企画部長	

第7条関係(幹事会)

別紙-2

	所 属	部 署	役 職	備 考	
副幹事長	警察庁	中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長		
	財務省	中国財務局	管財部 統括国有財産管理官		
幹事長	農林水産省	中国四国農政局	農村振興部 設計課長		
	林野庁	近畿中国森林管理局	総務企画部 経理課長 計画保全部 治山課長		
幹事長	国土交通省	中国地方整備局	企画部長		
			企画部 技術調整管理官		
			企画部 技術開発調整官		
			総務部 契約管理官		
			建政部 建設産業調整官		
			港湾空港部 事業計画官		
			営繕部 営繕品質管理官		
			各県代表事務所長	各県	
			中国運輸局	総務部 会計課長	
			大阪航空局	技術管理官	
海上保安庁	第六管区海上保安本部	経理補給部 経理課長			
環境省	中国四国地方環境事務所	自然環境整備課長			
防衛省	中国四国防衛局	調達部 調達計画課長			
広島高等裁判所	オブザーバー参加		オブ		
鳥取県	農林水産部	農業振興監 農地・水保全課長			
		県土整備部	県土整備部参事監 技術企画課長		
島根県	農林水産部	農村整備課長			
	土木部	技術管理課長			
岡山県	農林水産部	農林水産部参与			
	土木部	技術管理課長			
広島県	農林水産局	農林整備管理課長			
	土木建築局	技術管理担当監			
山口県	農林水産部	農村整備課長			
	土木建築部	技術管理課長			
岡山市	財政局財務部	工事契約担当課長			
		監理検査課長			
広島市	都市整備局	技術管理課長			
鳥取市	総務部	検査契約課長			
	都市整備部	次長			
松江市	財政部	契約検査課長			
		建設工事監理室長			
倉敷市	総務部	工事検査課長			
三原市	財務部	契約課長			
山口市	総務部	契約監理課長			
	都市整備部	道路河川建設課長			
		建築課長			
西日本高速道路(株)	中国支社	建設・改築事業部 技術管理担当課長			
本州四国連絡高速道路(株)	しまなみ尾道管理センター	副所長	本四代表		
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	人形峠環境技術センター	総務課マネージャー 施設管理課技術副主幹			
広島高速道路公社	企画調査部	技術管理課長			
日本下水道事業団	中国・四国総合事務所	プロジェクトマネジメント室長			
事務局	中国地方整備局				

第25回中国ブロック発注者協議会 幹事会

日時：令和5年6月26日（月）14:00～15:30

組織名	出欠	所属役職	氏名	会議参加方式
警察庁 中国四国管区警察局	代理出席	会計課管財當繕補佐	宮永 由紀子	現地会場
財務省 中国財務局	代理出席	管財部 統括国有財産管理官（第三部門） 上席国有財産管理官	藤本 光二	現地会場
財務省 広島国税局	幹事	當繕監理官	三上 健一	現地会場
農林水産省 中国四国農政局	代理出席	技術審査官	京本 功	Teams
林野庁 近畿中国森林管理局	幹事	経理課長	佐竹 敏郎	Teams
林野庁 近畿中国森林管理局	幹事	治山課長	中井 泰亮	Teams
中国地方整備局 企画部	幹事	企画部長	西澤 賢太郎	現地会場
中国地方整備局 企画部	幹事	技術調整管理官	山田 明	現地会場
中国地方整備局 企画部	幹事	技術開発調整官	今津 勉	現地会場
中国地方整備局 総務部	幹事	契約管理官	吾郷 英明	現地会場
中国地方整備局 建設部	幹事	建設産業調整官	門田 恵介	現地会場
中国地方整備局 港湾空港部	代理出席	品質確保室長	中島 剛	Teams
中国地方整備局 當繕部	幹事	當繕品質管理官	庄司 剛	現地会場
中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	幹事	鳥取河川国道事務所長	井上 直	Teams
中国地方整備局 出雲河川事務所	幹事	出雲河川事務所長	小谷 哲也	Teams
中国地方整備局 岡山国道事務所	幹事	岡山国道事務所長	岡本 哲典	現地会場
中国地方整備局 太田河川事務所	幹事	太田河川事務所長	平野 明德	現地会場
中国地方整備局 山口河川国道事務所	幹事	山口河川国道事務所長	山田 直也	Teams
国土交通省 中国運輸局	幹事	総務部会計課長	中林 英二	現地会場
国土交通省 大阪航空局	幹事	技術管理官	嘉数 高男	Teams
海上保安庁 第六管区海上保安本部	幹事	経理補給部経理課長	谷本 敬一	現地会場
環境省 中国四国地方環境事務所	代理出席	自然環境整備課課長補佐	津郷 和英	Teams
防衛省 中国四国防衛局	欠席			
広島高等裁判所	幹事	首席技官	澤田 正興	現地会場
鳥取県	代理出席	課長補佐	川内 大輔	Teams
島根県	代理出席	技術管理課・調整監	嘉本 浩之	Teams
岡山県	幹事	土木部技術管理課 課長	清水 一仁	Teams
岡山県	幹事	農林水産部 参与	樋谷 吉郎	Teams
広島県	幹事	農林整備管理課長	池田 浩之	Teams
広島県	幹事	技術企画課 技術管理担当監	山口 純	Teams
山口県	幹事	農村整備課長	佃 照久	Teams
岡山市	幹事	監理検査課長	北原 準	Teams
岡山市	代理出席	工事契約係長	濱本 昭二	Teams
広島市	代理出席	主任技師	栗原 園実	現地会場
鳥取市	幹事	都市整備部次長	牧野 隆史	Teams
鳥取市	代理出席	総務部検査契約課契約制度係長	岸田 美洋	Teams
松江市	幹事	契約検査課長	松浦 真也	Teams
松江市	幹事	建設工事監理室長	宮廻 哲男	Teams
倉敷市	幹事	工事検査課 課長	吉田 圭一	Teams
三原市	幹事	財務部契約課長	歌谷 義昭	Teams
山口市	幹事	契約監理課 課長	柿並 剛	Teams
山口市	幹事	道路河川建設課 主幹	伊藤 友之	Teams
山口市	幹事	建築課 課長	山本 聖史	Teams
西日本高速道路(株) 中国支社	幹事	技術管理担当課長	出口 宗浩	Teams
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	幹事	副所長	大谷 康史	Teams
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	幹事	総務課マネージャー	吉田 博	Teams
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	幹事	施設管理課技術副主幹	簡江 純	Teams
広島高速道路公社	幹事	企画調査部技術管理課長	吉川 克明	Teams
日本下水道事業団	幹事	プロジェクトマネジメント室長	落合 孝典	Teams

令和4年度における目標達成度の公表について



運用指針に基づく指標設定(R3~R5)

◆中国ブロック発注者協議会の目標7項目 (H30~R2)

前回(H27~29)の目標項目のうち、達成度が低い項目及び全国统一指標を取り込んだ目標

- ① 原則一般競争入札とする
- ② 予定価格については原則として事後公表とする
- ③ 総合評価落札方式の適切な活用を図る
- ④ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置を行う
- ⑤ 適正な予定価格の設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 施工時期等の平準化



◆品確法運用指針の全国统一指標

各発注機関が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、体系的にとりまとめた指標(R2.1.30改定)

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定 ② 歩切りの根絶 ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④ 施工時期の平準化【新】 ⑤ 適正な工期設定【新】 ⑥ 適切な設計変更 ⑦ 発注者間の連携体制の構築	① 予定価格の適正な設定 ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③ 履行期間の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な設計変更 ⑥ 発注者間の連携体制の構築
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上【新】 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ 総合評価落札方式の改善【新】 ④ 見積りの活用 ⑤ 余裕期間制度の活用 ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	① ICTを活用した生産性向上 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④ 履行状況の確認 ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
災害対応	① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	



3ヶ年(R3~R5)の指標

新しい運用指針を実現するため、これまで定めた目標のうち、達成度の低い項目などを考慮し、「**全国统一指標**」から5項目、「**地域独自指標**」を4項目を設定し、令和3年度から指標9項目の実現を目指しているところ

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 地域平準化率(施工時期の平準化) ② 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ④ 予定価格の事後公表の実施状況 ⑤ 入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況 | <ol style="list-style-type: none"> ⑥ 入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況 ⑦ 地域平準化率(履行期限の分散) ⑧ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ⑨ ウィークリースタンスの実施状況 |
|--|--|
- ※①~⑥:工事、⑦~⑨:業務

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

- ・相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
- ・働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
- ・i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更
(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

- 令和4年度は、発注者協議会で定めた「3ヶ年(R3~R5)指標」の2年目にあたる。
- 令和元年6月に品確法が改正(令和元年6月14日公布・施行)され、法第22条により、令和2年1月30日に発注関係事務の運用に関する指針(以降「運用指針」。)を国が改定し、新しい運用指針を実現するために、新たな指標を設けることとなった。
- 設定指標については、運用指針に定められた以下の「必ず実施すべき事項」の中から「全国统一指標」が提示され、「地域独自指標」についても「必ず実施すべき事項」を優先に令和3年開催の中国ブロック発注者協議会、令和3年度開催の各県発注者協議会で議論してきた。

工 事

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化
- ⑤ 適正な工期設定
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

測量、調査及び設計(業務)

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

「全国统一指標」+「地域独自指標」の設定

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の全ての工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(R2実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

中国ブロック独自指標設定の考え方(工事)

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定する。
- 2) 令和元年度の指標7項目のうち達成度の低いものについて考慮する。

必ず実施すべき事項

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 予定価格の適正な設定 | ⇒ ○令和元年度に「予定価格の適正な設定」については、概ね達成しており、指標として設定しない |
| ② 歩切りの根絶 | ⇒ ○平成29年度に「歩切は行わない」については、達成しており、指標として設定しない |
| ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 | ⇒ ○全国指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み
○令和元年度の達成率が低い「予定価格については原則事後公表とする」については、地域独自指標として加える |
| ④ 施工時期の平準化 | ⇒ ○全国指標として、「地域平準化率」で設定済み |
| ⑤ 適正な工期設定 | ⇒ ○全国指標として、「週休2日対象工事の実施状況」で設定済み |
| ⑥ 適切な設計変更 | ⇒ ○令和元年度に「適切な設計変更」については、概ね達成しており指標として設定しない |
| ⑦ 発注者間の連携体制の構築 | ⇒ ○発注者協議会にて構築済み |

実施に努める事項

- | | |
|--------------------|---|
| ① ICTを活用した生産性向上 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない |
| ② 入札契約方式の選択・活用 | ⇒ ○令和元年度の達成率が低い「原則一般競争とする」については、地域独自指標として加える。
○令和元年度の達成度が低い「総合評価落札方式の適切な活用を図る」については、地域独自指標として加える |
| ③ 総合評価落札方式の改善 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない |
| ④ 見積りの活用 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない |
| ⑤ 余裕期間制度の活用 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組み事象とならないため指標として設定しない |
| ⑥ 工事中の施工状況の確認 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない |
| ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため指標として設定しない |

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

事項	内容	指標設定状況
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	指標として設定しない
	② 歩切りの根絶	指標として設定しない
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国統一指標として設定済み 地域独自指標として加える
	④ 施工時期の平準化	全国統一指標として設定済み
	⑤ 適正な工期設定	全国統一指標として設定済み
	⑥ 適切な設計変更	指標として設定しない
	⑦ 発注者間の連携体制の構築	指標として設定しない
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	指標として設定しない
	② 入札契約方式の選択・活用	地域独自指標として加える(2項目)
	③ 総合評価落札方式の改善	指標として設定しない
	④ 見積りの活用	指標として設定しない
	⑤ 余裕期間制度の活用	指標として設定しない
	⑥ 工事中の施工状況の確認	指標として設定しない
	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	指標として設定しない



中国ブロック独自指標

工事においては、運用指針の中で「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」及び令和元年度の指標の達成度が低い項目を考慮し、以下の3項目について指標として設定したい。

- 予定価格の事後公表の実施状況（必ず実施すべき事項③）
- 入札契約制度（一般競争入札）の基準の設定状況（実施に努める事項②）
- 入札契約制度（総合評価落札方式）の基準の設定状況（実施に努める事項②）

中国ブロック独自指標設定の考え方(業務)

- 1) 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の中で少なくとも「必ず実施すべき事項」について、優先に設定する。
- 2) 働き方改革の推進を図るための取り組みを優先に設定する。

必ず実施すべき事項

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 予定価格の適正な設定 | ⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「予定価格の適正な設定」の工事同様に概ね達成しており指標として設定しない |
| ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 | ⇒ ○全国統一指標として、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」で設定済み |
| ③ 履行期間の平準化 | ⇒ ○全国統一指標として、「地域平準化率」で設定済み |
| ④ 適正な履行期間の設定 | ⇒ ○適正な履行期間の設定を行う前提条件として平準化に取り組む。 |
| ⑤ 適切な設計変更 | ⇒ ○各機関のヒアリングより、令和元年度に「適切な設計変更」で工事同様に達成しており、指標として設定しない |
| ⑥ 発注者間の連携体制の構築 | ⇒ ○発注者協議会にて構築済み |

実施に努める事項

- | | |
|----------------------------|--|
| ① ICTを活用した生産性向上 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない |
| ② 入札契約方式の選択・活用 | ⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない |
| ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 | ⇒ ○工事において取り組むことで工事同様に進むと考えられることから、指標として設定しない |
| ④ 履行状況の確認 | ⇒ ○ウイークリースタンスの実施を推進するため、指標として設定する。 |
| ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 | ⇒ ○全ての発注機関での取り組みは困難なため、指標として設定しない |

中国ブロック独自指標については、以下の結果から指標を設定したい。

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

指標として設定しない
全国統一指標として設定済み
全国統一指標として設定済み
指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

指標として設定しない
指標として設定しない
指標として設定しない
地域独自指標として加える
指標として設定しない



中国ブロック独自指標

業務においては、運用指針の中で「実施に努める事項」の④履行状況の確認から、以下のとおり設定する。

■ ウィークリースタンスの実施状況 (実施に努める事項④)

■工事においては、全国統一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

- ①地域平準化率(施工時期の平準化)
- ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(R4年度より市町村も対象)
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ④予定価格の事後公表の実施状況
- ⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況
- ⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国統一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

- ⑦地域平準化率(履行期限の分散)
- ⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
- ⑨ウイークリースタンスの実施状況

令和4年度の目標達成状況について

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	■工事										■測量、調査及び設計(業務)							
	(全国統一指標)					(中国ブロック独自指標)					(全国統一指標)			(中国ブロック独自指標)				
	指標①		指標②		指標③		指標④		指標⑤		指標⑥		指標⑦		指標⑧		指標⑨	
	地域平準化率 (施工時期の平準化)		週休2日対象工事の実施 状況 (適正な工期設定)		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況(ダンピング対策)		予定価格の事後公表の 実施状況		入札契約制度(一般競争 入札)の基準の設定状況 対象:国、県、市町村		入札契約制度(総合評価 落札方式)の基準の設定 状況 対象:国、県、市町村		地域平準化率 (履行期限の分散)		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況(ダンピング対策)		ウィークリースタンスの実 施状況 対象:国、県、市町村	
	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	達成機関数
国等	0.89	0.90	0.90	1.00	0.94	1.00	94%	15/16	100%	16/16	81%	13/16	0.47	0.42	0.82	1.00	50%	8/16
鳥取県	0.80	0.875	0.41		0.90		75%	15/20	75%	15/20	55%	11/20	0.42		0.82		40%	8/20
島根県	0.72	0.85	0.54		0.91		40%	8/20	95%	19/20	55%	11/20	0.47		0.78		40%	8/20
岡山県	0.73	0.80	0.56		1.00		75%	21/28	79%	22/28	71%	20/28	0.45		0.94		21%	6/28
広島県	0.75	0.85	0.47		1.00		54%	13/24	79%	19/24	92%	22/24	0.43		0.95		17%	4/24
山口県	0.72	0.875	0.45		0.98		90%	18/20	80%	16/20	90%	18/20	0.45		0.48		35%	7/20
全体	0.75	—	0.52		0.97		70%	90/128	84%	107/128	74%	95/128	0.45		0.82		32%	41/128

	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標⑥	指標⑦	指標⑧	指標⑨
結果	<p>●概ね目標値に近い機関もあるが、全体的には目標達成できていない。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ県債などの当初予算の確保が必要。 ・市町村によっては、必要性を感じていない。 	<p>●国等は9割以上で実施。それ以外の機関は、達成度が6割未満。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日給月給の場合の収入減少などがネックとなる。 ・労務費のアップ率が低い。 	<p>●ほぼ9割以上で設定されている。引き続き取り組みを進め100%を目指す。</p>	<p>●予定価の事後公表は38機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在検討中 5機関 ●未実施 33機関 (うち21機関が何らかの対策を実施) <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理の難しさ等の理由で事後公表は難しい。 ・価格等の秘密情報について、極めて厳格な管理が必要。 	<p>●入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定は21機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在検討中 12機関 ●未実施 9機関 <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた組織体制の構築が必要。 	<p>●入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定は33機関が実施しておらず、達成度が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在検討中 10機関 ●未実施 23機関 <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き期間が長い。 	<p>●令和4年度は、概ね目標値に近い状況である。引き続き取り組みを進め、令和5年度の目標達成を目指す。</p>	<p>●ほとんどの機関でほぼ8割以上の設定状況であるが、山口県においては、5割程度である。</p> <p>達成度の低い機関の主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象金額以下の件数が多い。 	<p>●ウィークリースタンスは87機関が実施しておらず、達成度が非常に低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在検討中 33機関 ●未実施 54機関 <p>主な理由⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からコンサルタントに過度な依頼を行っておらず取組の必要性が低い。

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

中国ブロック全体集計(目標達成出来た割合)

	■工事										■測量、調査及び設計(業務)							
	(全国統一指標)					(中国ブロック独自指標)					(全国統一指標)			(中国ブロック独自指標)				
	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標⑥	指標⑦	指標⑧	指標⑨									
	地域平準化率 (施工時期の平準化)	週休2日対象工事の実 状況 (適正な工期設定)	低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)	予定価格の事後公表の実 施状況	入札契約制度(一般競争入 札)の基準の設定状況	入札契約制度(総合評価落 札方式)の基準の設定状況	地域平準化率 (履行期限の分散)	低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)	ウィークリースタンスの実施 状況									
	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	達成率	達成機関数	実績値	R4目標値	実績値	R4目標値	達成率	達成機関数
国等	0.89	0.9	0.90	1.00	0.94	1.00	94%	15/16	100%	16/16	81%	13/16	0.47	0.42	0.82	1.00	50%	8/16
鳥取県	0.80	0.875	0.41		0.90		75%	15/20	75%	15/20	55%	11/20	0.42		0.82		40%	8/20
島根県	0.72	0.85	0.54		0.91		40%	8/20	95%	19/20	55%	11/20	0.47		0.78		40%	8/20
岡山県	0.73	0.8	0.56		1.00		75%	21/28	79%	22/28	71%	20/28	0.45		0.94		21%	6/28
広島県	0.75	0.85	0.47		1.00		54%	13/24	79%	19/24	92%	22/24	0.43		0.95		17%	4/24
山口県	0.72	0.875	0.45		0.98		90%	18/20	80%	16/20	90%	18/20	0.45		0.48		35%	7/20
全体	0.75	—	0.52		0.97		70%	90/128	84%	107/128	74%	95/128	0.45		0.82		32%	41/128

※1:○/○は、達成機関数/全体機関数 を示す

※2:国等には、特殊法人等を含む

※3:各県には、全県内市町村を含む

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■ 工事(全国統一指標)

指標②：週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

発注機関毎に週休2日対象工事率を記載する。

週休2日対象工事の実施状況 \rightarrow $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

週休2日対象工事件数：週休2日が確保出来る工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対象：当該期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

国等機関 (全16機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	1.00	鳥取県	1.00	島根県	1.00	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	1.00
警察庁 中国四国管区警察局	0.50	鳥取市	1.00	松江市	0.58	岡山市	1.00	広島市	0.86	山口市	0.00
財務省 中国財務局	0.44	米子市	0.52	浜田市	0.00	倉敷市	0.62	三原市	0.00	下関市	0.04
財務省 広島国税局	1.00	倉吉市	0.00	出雲市	0.01	津山市	0.00	呉市	0.00	宇部市	0.20
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	0.00	益田市	0.37	玉野市	0.00	竹原市	0.00	萩市	0.00
林野庁 近畿中国森林管理局	1.00	岩美町	0.00	大田市	0.49	笠岡市	0.00	尾道市	0.00	防府市	0.97
国土交通省 中国運輸局	1.00	若桜町	0.00	安来市	0.49	井原市	0.00	福山市	0.00	下松市	0.52
海上保安庁 第六管区海上保安本部	1.00	智頭町	0.00	江津市	0.00	総社市	0.00	府中市	0.00	岩国市	0.00
環境省 中国四国地方環境事務所	0.67	八頭町	0.00	雲南市	0.52	高梁市	0.00	三次市	0.00	光市	1.00
防衛省 中国四国防衛局	1.00	三朝町	0.00	奥出雲町	0.33	新見市	0.00	庄原市	0.00	長門市	0.00
広島高等裁判所	0.00	湯梨浜町	0.00	飯南町	1.00	備前市	0.00	大竹市	0.00	柳井市	0.00
西日本高速道路(株) 中国支社	0.85	琴浦町	0.00	川本町	0.00	瀬戸内市	1.00	東広島市	0.00	美祢市	0.00
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	1.00	北栄町	1.00	美郷町	0.00	赤磐市	0.00	廿日市市	0.00	周南市	0.25
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	0.00	日吉津村	0.00	邑南町	1.00	真庭市	0.00	安芸高田市	0.00	山陽小野田市	0.03
広島高速道路公社	1.00	大山町	0.00	津和野町	0.00	美作市	0.00	江田島市	0.00	周防大島町	0.00
日本下水道事業団	0.02	南部町	1.00	吉賀町	0.38	浅口市	0.00	府中町	0.00	和木町	0.00
実績値	0.90	伯耆町	0.00	海士町	0.00	和気町	0.00	海田町	0.00	上関町	0.00
		日南町	0.39	西ノ島町	0.00	早島町	0.73	熊野町	0.00	田布施町	0.00
		日野町	0.00	知夫村	0.00	里庄町	0.00	坂町	0.00	平生町	0.00
		江府町	1.00	隠岐の島町	0.00	矢掛町	0.00	安芸太田町	0.00	阿武町	0.00
		実績値	0.41	実績値	0.54	新庄村	0.00	北広島町	0.00	実績値	0.45
				鏡野町	1.00	大崎上島町	0.00				
				勝央町	0.00	世羅町	0.00				
				奈義町	1.00	神石高原町	0.00				
				西粟倉村	0.00	実績値	0.47				
				久米南町	0.00						
				美咲町	0.00						
				吉備中央町	1.00						
				実績値	0.56						

目標値 1.00

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(全国統一指標)

指標③：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。

実施率(件数) = (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注工事件数)

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

国等機関 (全16機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	1.00	鳥取県	1.00	島根県	1.00	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	0.99
警察庁 中国四国管区警察局	0.50	鳥取市	1.00	松江市	0.89	岡山市	1.00	広島市	1.00	山口市	1.00
財務省 中国財務局	0.25	米子市	1.00	浜田市	1.00	倉敷市	1.00	三原市	1.00	下関市	1.00
財務省 広島国税局	0.63	倉吉市	1.00	出雲市	0.86	津山市	1.00	呉市	1.00	宇部市	1.00
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	1.00	益田市	1.00	玉野市	1.00	竹原市	1.00	萩市	1.00
林野庁 近畿中国森林管理局	0.77	岩美町	1.00	大田市	0.44	笠岡市	1.00	尾道市	1.00	防府市	0.92
国土交通省 中国運輸局	1.00	若桜町	0.00	安来市	1.00	井原市	1.00	福山市	1.00	下松市	0.76
海上保安庁 第六管区海上保安本部	0.00	智頭町	1.00	江津市	0.46	総社市	1.00	府中市	1.00	岩国市	1.00
環境省 中国四国地方環境事務所	0.80	八頭町	1.00	雲南市	0.73	高梁市	1.00	三次市	1.00	光市	1.00
防衛省 中国四国防衛局	1.00	三朝町	0.11	奥出雲町	1.00	新見市	1.00	庄原市	1.00	長門市	1.00
広島高等裁判所	0.50	湯梨浜町	1.00	飯南町	0.52	備前市	1.00	大竹市	1.00	柳井市	0.83
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	琴浦町	1.00	川本町	1.00	瀬戸内市	1.00	東広島市	1.00	美祢市	1.00
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.67	北栄町	0.00	美郷町	1.00	赤磐市	1.00	廿日市市	1.00	周南市	1.00
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	1.00	日吉津村	0.00	邑南町	1.00	真庭市	1.00	安芸高田市	1.00	山陽小野田市	1.00
広島高速道路公社	1.00	大山町	0.01	津和野町	1.00	美作市	1.00	江田島市	0.98	周防大島町	0.98
日本下水道事業団	1.00	南部町	1.00	吉賀町	1.00	浅口市	1.00	府中町	1.00	和木町	0.63
実績値	0.94	伯耆町	1.00	海士町	0.98	和気町	1.00	海田町	0.94	上関町	1.00
		日南町	0.87	西ノ島町	0.98	早島町	1.00	熊野町	1.00	田布施町	1.00
		日野町	0.00	知夫村	0.77	里庄町	1.00	坂町	1.00	平生町	1.00
		江府町	0.62	隠岐の島町	1.00	矢掛町	1.00	安芸太田町	1.00	阿武町	0.84
		実績値	0.90	実績値	0.91	新庄村	1.00	北広島町	1.00	実績値	0.98
						鏡野町	1.00	大崎上島町	1.00		
						勝央町	1.00	世羅町	1.00		
						奈義町	1.00	神石高原町	1.00		
						西粟倉村	1.00	実績値	1.00		
						久米南町	0.92				
				美咲町	1.00						
				吉備中央町	1.00						
				実績値	1.00						

目標値 1.00

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■工事(中国ブロック独自指標)

指標⑥：入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

◎：制度基準を設定し対象工事で実施

○：制度基準は設定したが、対象工事で未実施

▲：制度基準設定に向けて検討中

×：未実施

国等機関 (全16機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	◎	鳥取県	◎	島根県	◎	岡山県	◎	広島県	◎	山口県	◎
警察庁 中国四国管区警察局	×	鳥取市	◎	松江市	◎	岡山市	◎	広島市	◎	山口市	◎
財務省 中国財務局	○	米子市	◎	浜田市	◎	倉敷市	◎	三原市	○	下関市	◎
財務省 広島国税局	×	倉吉市	○	出雲市	◎	津山市	◎	呉市	◎	宇部市	◎
農林水産省 中国四国農政局	◎	境港市	◎	益田市	◎	玉野市	×	竹原市	○	萩市	○
林野庁 近畿中国森林管理局	◎	岩美町	○	大田市	○	笠岡市	◎	尾道市	◎	防府市	◎
国土交通省 中国運輸局	◎	若桜町	▲	安来市	○	井原市	◎	福山市	◎	下松市	◎
海上保安庁 第六管区海上保安本部	×	智頭町	×	江津市	○	総社市	◎	府中市	◎	岩国市	◎
環境省 中国四国地方環境事務所	◎	八頭町	○	雲南市	◎	高梁市	○	三次市	○	光市	◎
防衛省 中国四国防衛局	◎	三朝町	○	奥出雲町	▲	新見市	×	庄原市	◎	長門市	○
広島高等裁判所	◎	湯梨浜町	◎	飯南町	▲	備前市	○	大竹市	◎	柳井市	○
西日本高速道路(株) 中国支社	◎	琴浦町	○	川本町	×	瀬戸内市	▲	東広島市	◎	美祢市	○
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	◎	北栄町	◎	美郷町	×	赤磐市	◎	廿日市市	◎	周南市	◎
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	◎	日吉津村	×	邑南町	○	真庭市	◎	安芸高田市	○	山陽小野田市	◎
広島高速道路公社	◎	大山町	▲	津和野町	×	美作市	◎	江田島市	○	周防大島町	◎
日本下水道事業団	◎	南部町	×	吉賀町	×	浅口市	◎	府中町	○	和木町	◎
達成率 ※◎又は○の機関数	81%	伯耆町	×	海士町	×	和気町	×	海田町	◎	上関町	▲
	13/16	日南町	▲	西ノ島町	×	早島町	◎	熊野町	◎	田布施町	◎
		日野町	▲	知夫村	◎	里庄町	▲	坂町	×	平生町	×
		江府町	×	隠岐の島町	×	矢掛町	◎	安芸太田町	○	阿武町	○
達成率 ※◎又は○の機関数	55%	達成率 ※◎又は○の機関数	55%	新庄村	◎	北広島町	○	達成率 ※◎又は○の機関数	92%	達成率 ※◎又は○の機関数	90%
	11/20		11/20	鏡野町	◎	大崎上島町	×		18/20		
				勝央町	×	世羅町	◎				
				奈義町	×	神石高原町	○				
				西粟倉村	▲	達成率 ※◎又は○の機関数	22/24				
				久米南町	○						
				美咲町	◎						
				吉備中央町	◎						
				達成率 ※◎又は○の機関数	71%						
					20/28						

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)
 指標(7) : 地域平準化率(履行期限の分散)

発注機関毎に平準化率を記載する。

$$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期}[1\sim3月]に完了する業務件数}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$$

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「財団法人日本建設情報統合センター・コリンズ・テクリスセンター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)

稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※営繕業務は集計対象外

国等機関 (全16機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.49	鳥取県	0.42	島根県	0.47	岡山県	0.43	広島県	0.42	山口県	0.45
警察庁 中国四国管区警察局	-	鳥取市		松江市		岡山市	0.51	広島市	0.44	山口市	
財務省 中国財務局	1.00	米子市		浜田市		倉敷市		三原市		下関市	
財務省 広島国税局	-	倉吉市		出雲市		津山市		呉市		宇部市	
農林水産省 中国四国農政局	-	境港市		益田市		玉野市		竹原市		萩市	
林野庁 近畿中国森林管理局	0.73	岩美町		大田市		笠岡市		尾道市		防府市	
国土交通省 中国運輸局	1.00	若桜町		安来市		井原市		福山市		下松市	
海上保安庁 第六管区海上保安本部	-	智頭町		江津市		総社市		府中市		岩国市	
環境省 中国四国地方環境事務所	0.75	八頭町		雲南市		高梁市		三次市		光市	
防衛省 中国四国防衛局	0.29	三朝町		奥出雲町		新見市		庄原市		長門市	
広島高等裁判所	-	湯梨浜町		飯南町		備前市		大竹市		柳井市	
西日本高速道路(株) 中国支社	0.41	琴浦町		川本町		瀬戸内市		東広島市		美祢市	
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.40	北栄町		美郷町		赤磐市		廿日市市		周南市	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	1.00	日吉津村		邑南町		真庭市		安芸高田市		山陽小野田市	
広島高速道路公社	0.32	大山町		津和野町		美作市		江田島市		周防大島町	
日本下水道事業団	-	南部町		吉賀町		浅口市		府中町		和木町	
実績値	0.47	伯耆町		海士町		和気町		海田町		上関町	
		日南町		西ノ島町		早島町		熊野町		田布施町	
		日野町		知夫村		里庄町		坂町		平生町	
		江府町		隠岐の島町		矢掛町		安芸太田町		阿武町	
		実績値	0.42	実績値	0.47	新庄村		北広島町		実績値	0.45
						鏡野町		大崎上島町			
						勝央町		世羅町			
						奈義町		神石高原町			
						西粟倉村		実績値	0.43		
						久米南町					
				美咲町							
				吉備中央町							
実績値	0.45										

目標値 0.42

令和4年度中国ブロックにおける指標の達成状況について

■業務(全国統一指標)

指標⑧：低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

発注機関毎に実施率を記載する。

実施率(件数) = (低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務件数)

国等機関 (全16機関)		鳥取県内 (全20機関)		島根県内 (全20機関)		岡山県内 (全28機関)		広島県内 (全24機関)		山口県内 (全20機関)	
発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度	発注機関名	達成度
国土交通省 中国地方整備局	0.94	鳥取県	1.00	島根県	0.94	岡山県	1.00	広島県	1.00	山口県	0.53
警察庁 中国四国管区警察局	0.00	鳥取市	1.00	松江市	0.86	岡山市	1.00	広島市	1.00	山口市	0.62
財務省 中国財務局	0.08	米子市	1.00	浜田市	1.00	倉敷市	1.00	三原市	0.92	下関市	1.00
財務省 広島国税局	0.33	倉吉市	1.00	出雲市	0.59	津山市	1.00	呉市	1.00	宇部市	1.00
農林水産省 中国四国農政局	1.00	境港市	1.00	益田市	1.00	玉野市	0.00	竹原市	1.00	萩市	0.00
林野庁 近畿中国森林管理局	0.27	岩美町	1.00	大田市	0.26	笠岡市	1.00	尾道市	1.00	防府市	0.56
国土交通省 中国運輸局	—	若桜町	0.00	安来市	1.00	井原市	0.00	福山市	1.00	下松市	0.00
海上保安庁 第六管区海上保安本部	—	智頭町	0.76	江津市	0.00	総社市	1.00	府中市	1.00	岩国市	1.00
環境省 中国四国地方環境事務所	0.33	八頭町	1.00	雲南市	0.38	高梁市	1.00	三次市	0.49	光市	0.00
防衛省 中国四国防衛局	1.00	三朝町	0.00	奥出雲町	0.00	新見市	0.80	庄原市	0.65	長門市	0.00
広島高等裁判所	1.00	湯梨浜町	1.00	飯南町	0.00	備前市	1.00	大竹市	1.00	柳井市	0.00
西日本高速道路(株) 中国支社	1.00	琴浦町	0.00	川本町	0.00	瀬戸内市	1.00	東広島市	1.00	美祢市	0.00
本州四国連絡高速道路(株) しまなみ尾道管理センター	0.00	北栄町	0.00	美郷町	0.00	赤磐市	0.00	廿日市市	1.00	周南市	0.00
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	0.00	日吉津村	0.00	邑南町	0.00	真庭市	1.00	安芸高田市	1.00	山陽小野田市	0.26
広島高速道路公社	1.00	大山町	0.00	津和野町	1.00	美作市	1.00	江田島市	0.00	周防大島町	0.18
日本下水道事業団	1.00	南部町	0.00	吉賀町	1.00	浅口市	0.00	府中町	1.00	和木町	0.00
実績値	0.82	伯耆町	1.00	海士町	0.00	和気町	1.00	海田町	—	上関町	0.00
		日南町	0.00	西ノ島町	0.00	早島町	1.00	熊野町	0.00	田布施町	0.06
		日野町	0.00	知夫村	0.00	里庄町	0.00	坂町	1.00	平生町	0.00
		江府町	0.00	隠岐の島町	0.00	矢掛町	0.87	安芸太田町	1.00	阿武町	0.00
		実績値	0.82	実績値	0.78	新庄村	1.00	北広島町	1.00	実績値	0.48
						鏡野町	1.00	大崎上島町	1.00		
						勝央町	1.00	世羅町	1.00		
						奈義町	1.00	神石高原町	0.14		
						西粟倉村	1.00	実績値	0.95		
						久米南町	1.00				
				美咲町	1.00						
				吉備中央町	1.00						
				実績値	0.94						

目標値 1.00

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[鳥取県域]

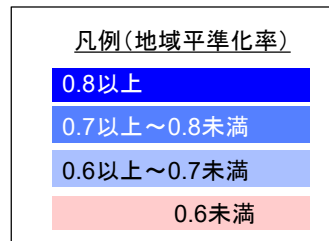
$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

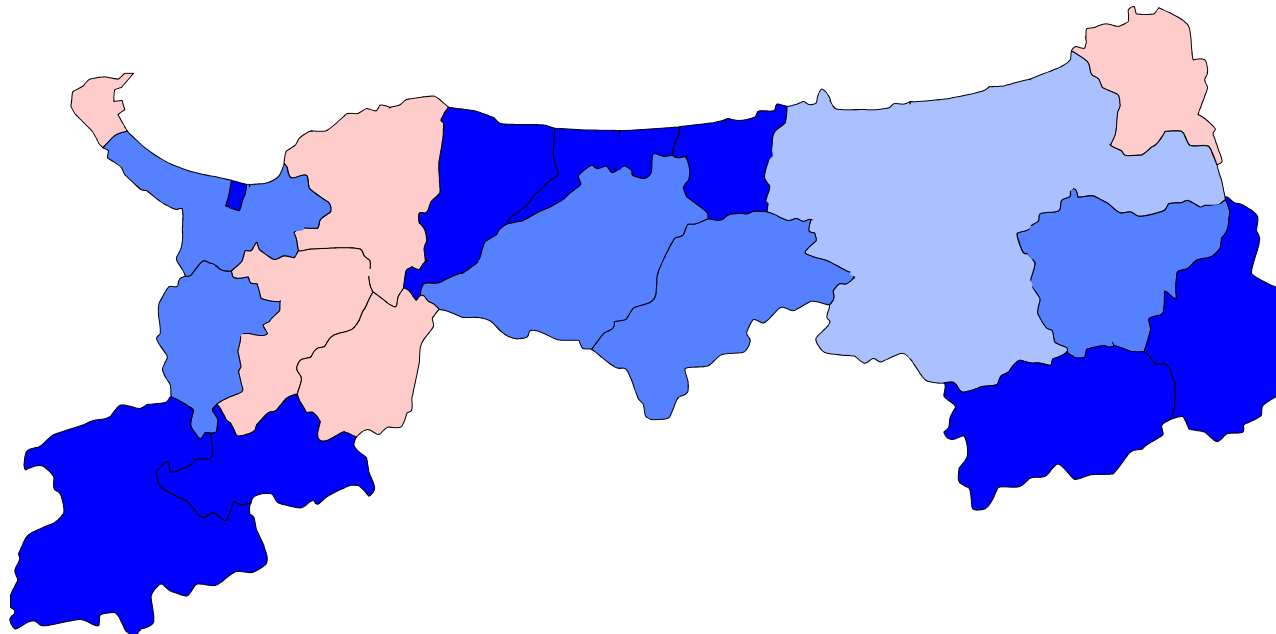
「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値 (R4)



【鳥取県】



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	地域平準化率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
鳥取県	0.77	0.83	0.90
鳥取市	0.61	0.66	
米子市	0.55	0.79	
倉吉市	0.70	0.79	
境港市	0.66	0.51	
岩美町	0.20	0.12	
若桜町	0.66	0.97	
智頭町	0.89	1.14	
八頭町	0.39	0.68	
三朝町	0.60	0.74	
湯梨浜町	0.81	1.20	
琴浦町	0.93	1.03	
北栄町	0.59	0.83	
日吉津村	0.63	1.05	
大山町	0.36	0.51	
南部町	0.45	0.77	
伯耆町	0.46	0.50	
日南町	0.73	1.00	
日野町	1.89	1.33	
江府町	0.61	0.17	
鳥取県域	0.71	0.80	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[島根県域]

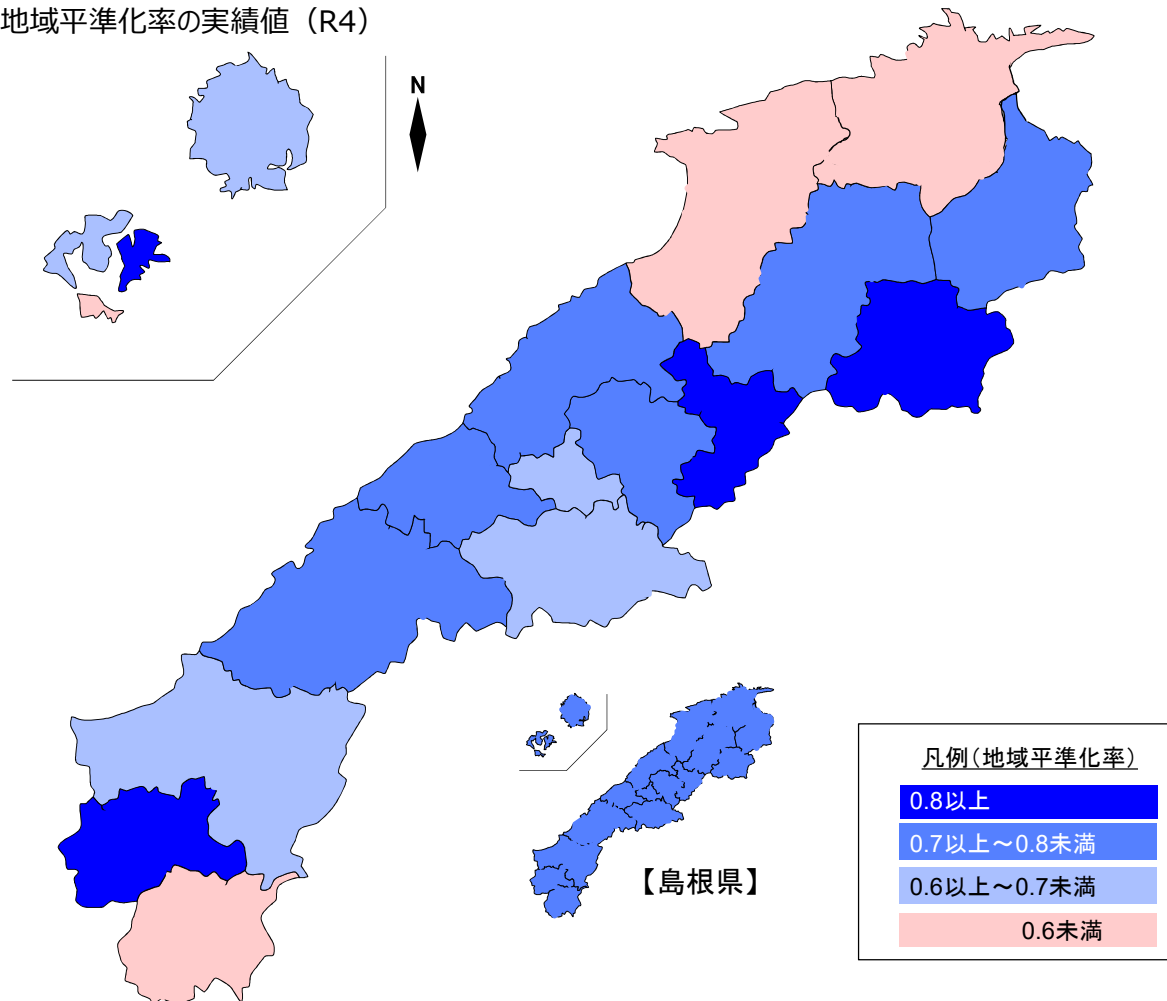
$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値 (R4)



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	地域平準化率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
島根県	0.83	0.79	0.90
松江市	0.44	0.52	
浜田市	0.54	0.75	
出雲市	0.50	0.55	
益田市	0.79	0.67	
大田市	0.70	0.72	
安来市	0.62	0.71	
江津市	0.84	0.70	
雲南市	0.62	0.70	
奥出雲町	0.59	0.91	
飯南町	0.68	0.82	
川本町	0.44	0.60	
美郷町	0.56	0.74	
邑南町	0.96	0.68	
津和野町	1.02	0.96	
吉賀町	0.81	0.55	
海士町	1.43	0.89	
西ノ島町	0.38	0.61	
知夫村	0.74	0.00	
隠岐の島町	0.61	0.61	
島根県域	0.73	0.72	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[岡山県域]

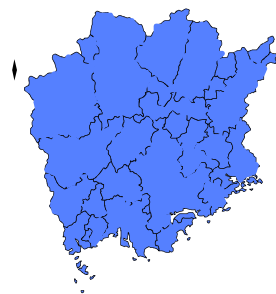
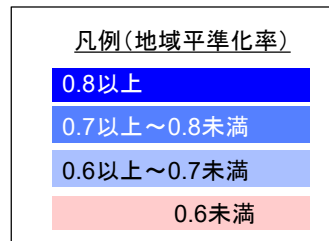
$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

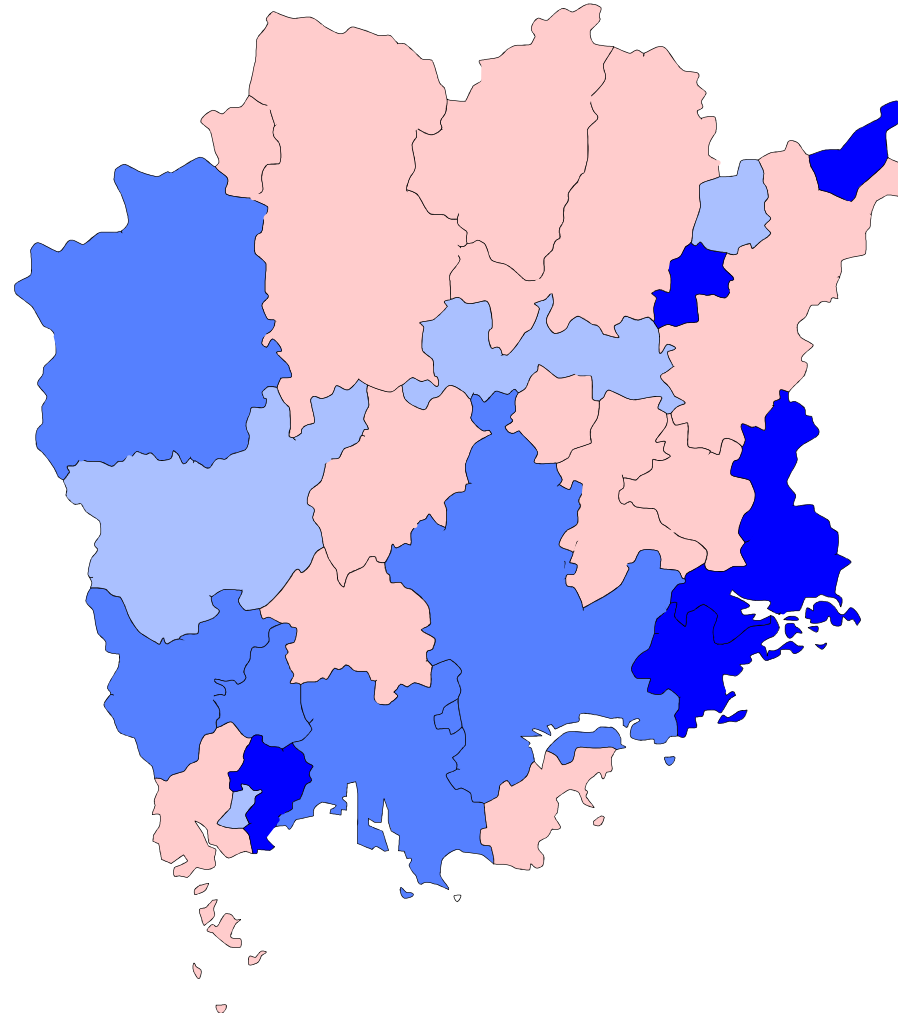
「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値 (R4)



【岡山県】



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	地域平準化率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
岡山県	0.72	0.79	0.90
岡山市	0.71	0.72	
倉敷市	0.77	0.79	
津山市	0.63	0.57	
玉野市	0.47	0.57	
笠岡市	0.37	0.34	
井原市	0.88	0.70	
総社市	0.73	0.46	
高梁市	0.80	0.66	
新見市	0.74	0.75	
備前市	0.45	1.41	
瀬戸内市	0.57	0.83	
赤磐市	0.65	0.50	
真庭市	0.65	0.53	
美作市	0.47	0.36	
浅口市	0.74	0.81	
和気町	0.59	0.28	
早島町	0.32	0.79	
里庄町	0.81	0.67	
矢掛町	0.67	0.79	
新庄村	0.52	0.53	
鏡野町	0.26	0.51	
勝央町	0.38	0.90	
奈義町	0.59	0.66	
西粟倉村	0.33	1.55	
久米南町	0.07	0.37	
美咲町	0.59	0.63	
吉備中央町	0.79	0.32	
岡山県域	0.69	0.73	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[広島県域]

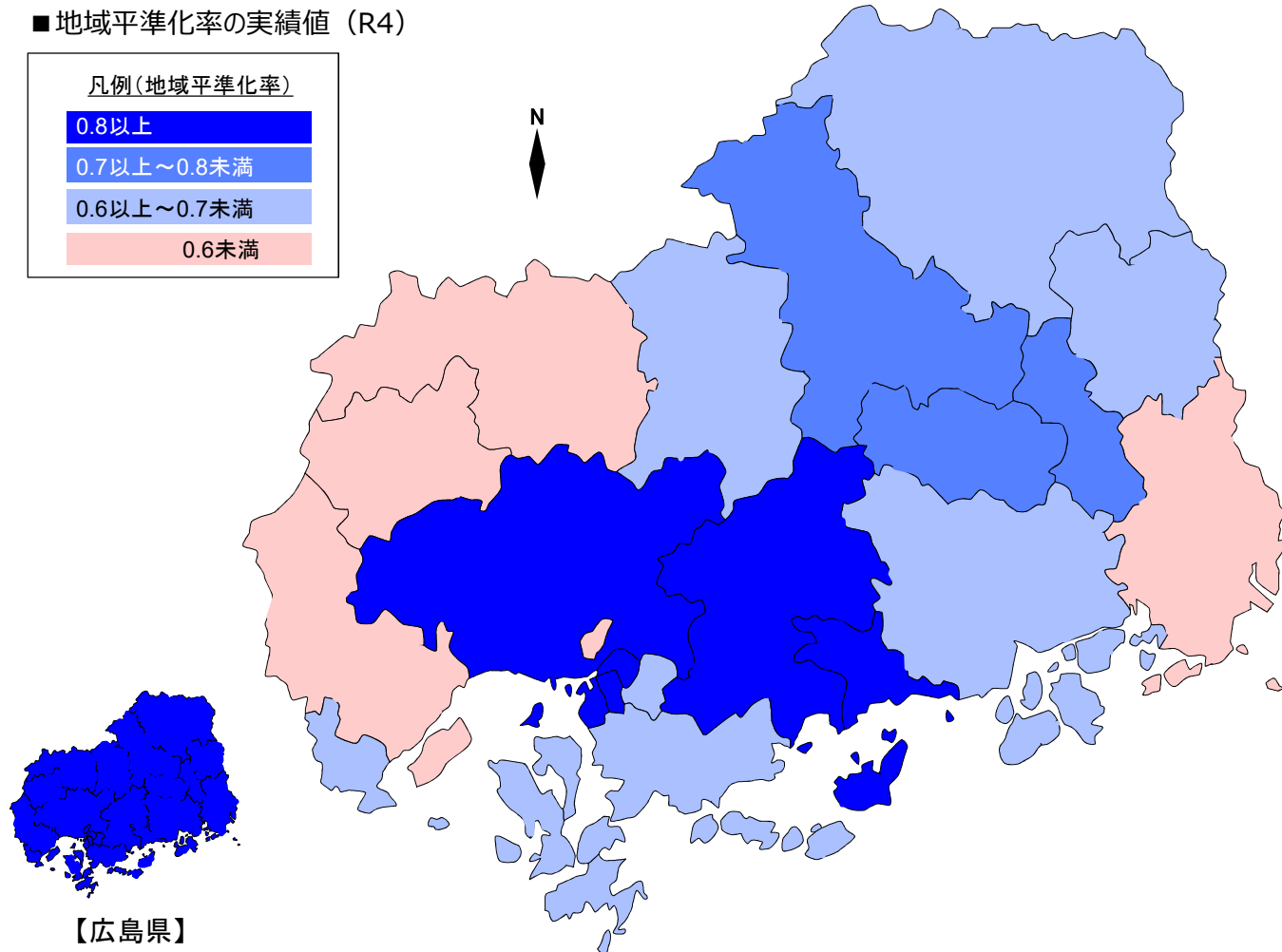
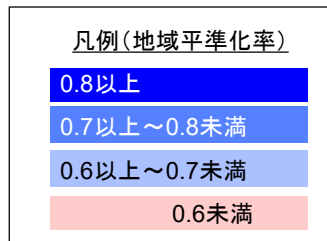
$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対 象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値 (R4)



【広島県】

■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	地域平準化率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
広島県	0.90	0.83	0.90
広島市	0.86	0.86	
三原市	0.86	0.68	
呉市	0.69	0.67	
竹原市	0.91	0.81	
尾道市	0.71	0.69	
福山市	0.66	0.57	
府中市	0.81	0.73	
三次市	0.80	0.78	
庄原市	0.69	0.62	
大竹市	0.75	0.62	
東広島市	0.78	0.83	
廿日市市	0.53	0.48	
安芸高田市	0.54	0.60	
江田島市	0.75	0.60	
府中町	0.64	0.52	
海田町	0.59	0.82	
熊野町	0.58	0.60	
坂町	0.94	0.89	
安芸太田町	0.85	0.44	
北広島町	0.76	0.58	
大崎上島町	0.65	0.89	
世羅町	0.65	0.79	
神石高原町	0.89	0.69	
広島県域	0.81	0.75	

工事 ①地域平準化率(施工時期の平準化)[山口県域]

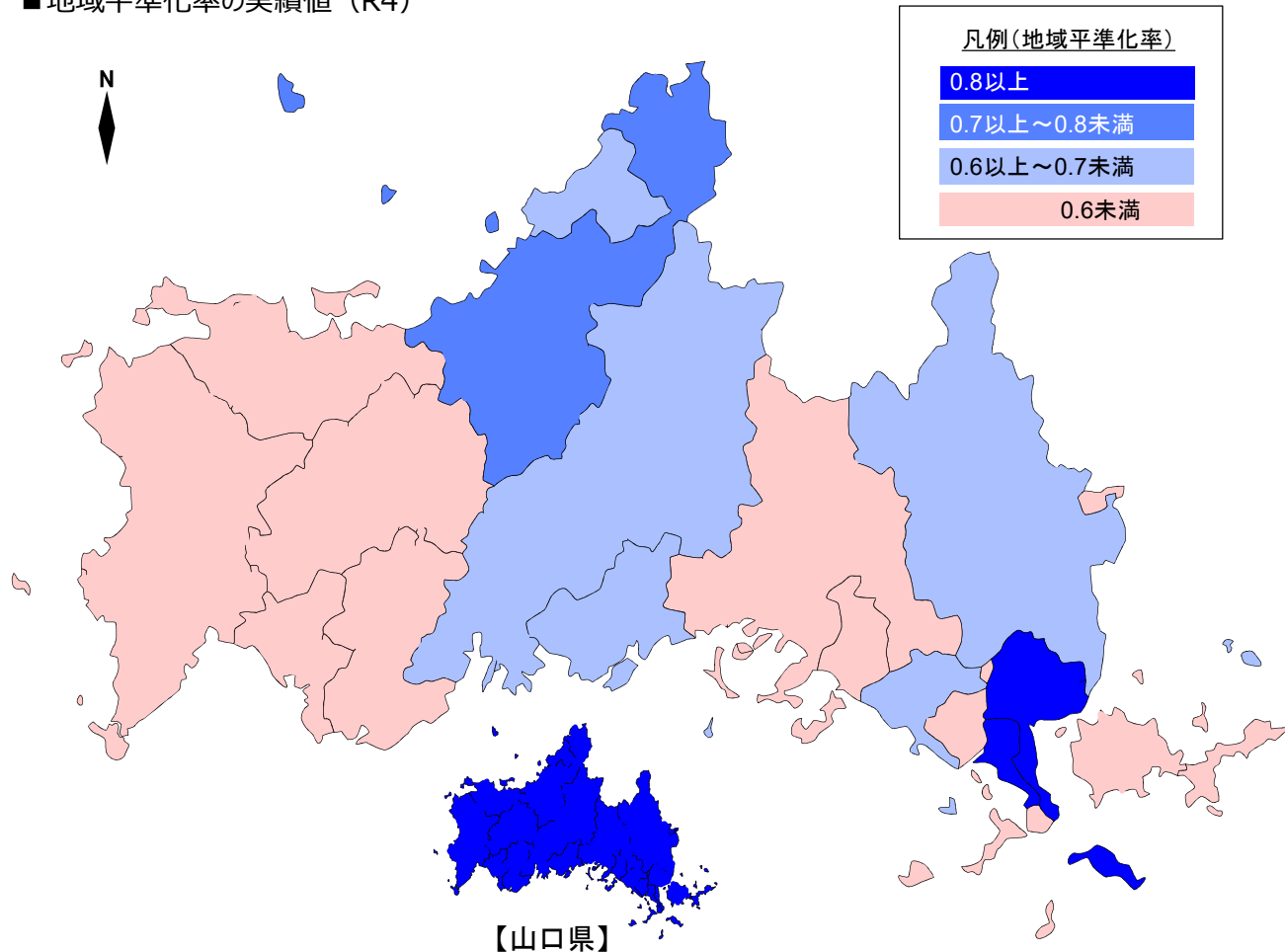
$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年間の工事平均稼働件数}}$$

対象：契約金額500万円以上の工事
稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

「一般財団法人 日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■地域平準化率の実績値 (R4)



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	地域平準化率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
山口県	0.78	0.83	0.90
山口市	0.68	0.62	
下関市	0.65	0.59	
宇部市	0.91	0.58	
萩市	0.63	0.79	
防府市	0.63	0.68	
下松市	0.72	0.52	
岩国市	0.71	0.63	
光市	0.47	0.65	
長門市	0.51	0.42	
柳井市	0.94	0.86	
美祢市	0.48	0.57	
周南市	0.49	0.37	
山陽小野田市	0.73	0.51	
周防大島町	0.63	0.53	
和木町	0.59	0.31	
上関町	0.69	0.48	
田布施町	0.83	0.53	
平生町	0.85	1.02	
阿武町	0.42	0.65	
山口県域	0.74	0.72	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[鳥取県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

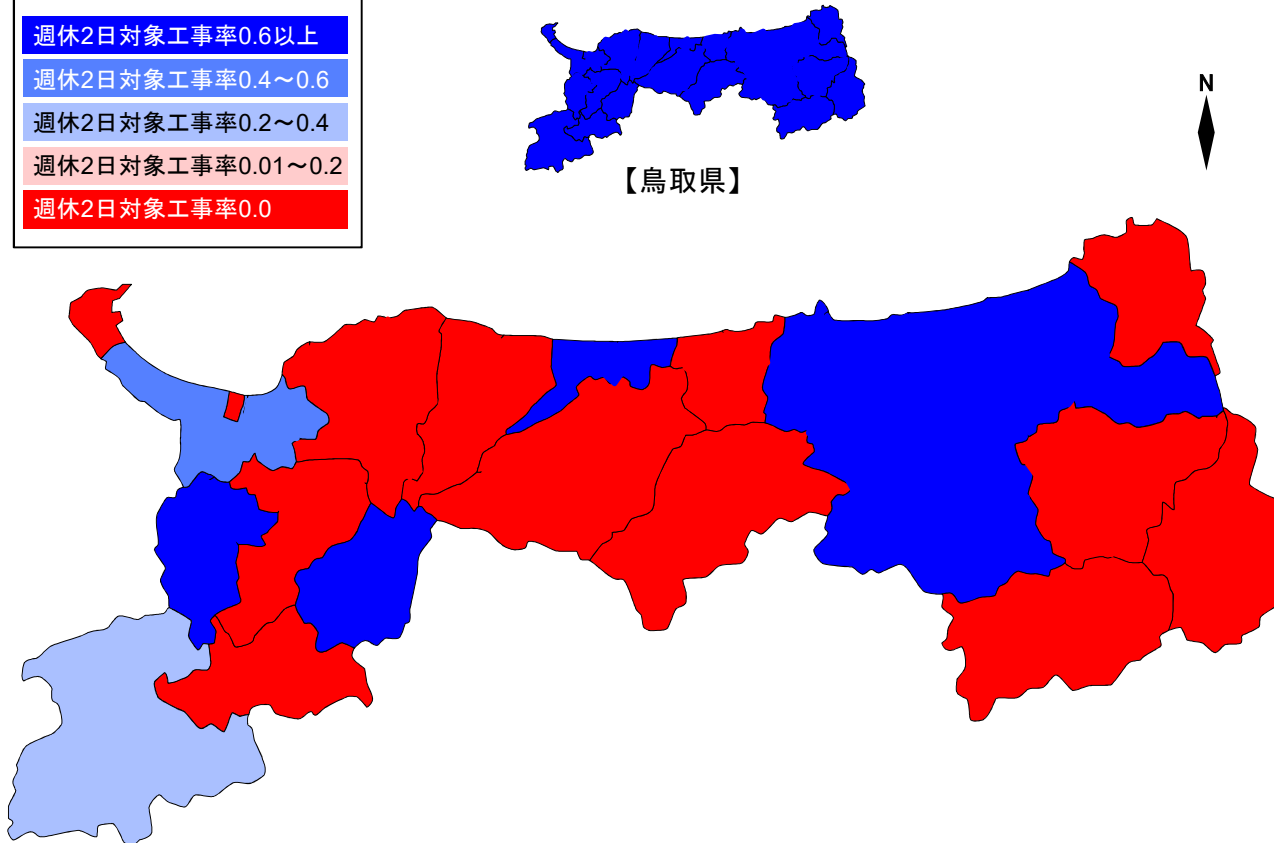
週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※**県域単位**：
 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■ 週休2日対象工事率の実績値 (R4)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上
週休2日対象工事率0.4～0.6
週休2日対象工事率0.2～0.4
週休2日対象工事率0.01～0.2
週休2日対象工事率0.0



■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	週休2日対象工事率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
鳥取県	1.00	1.00	1.00
鳥取市		1.00	
米子市		0.52	
倉吉市		0.00	
境港市		0.00	
岩美町		0.00	
若桜町		0.00	
智頭町		0.00	
八頭町		0.00	
三朝町		0.00	
湯梨浜町		0.00	
琴浦町		0.00	
北栄町		1.00	
日吉津村		0.00	
大山町		0.00	
南部町		1.00	
伯耆町		0.00	
日南町		0.39	
日野町		0.00	
江府町		1.00	
鳥取県域	1.00	0.41	

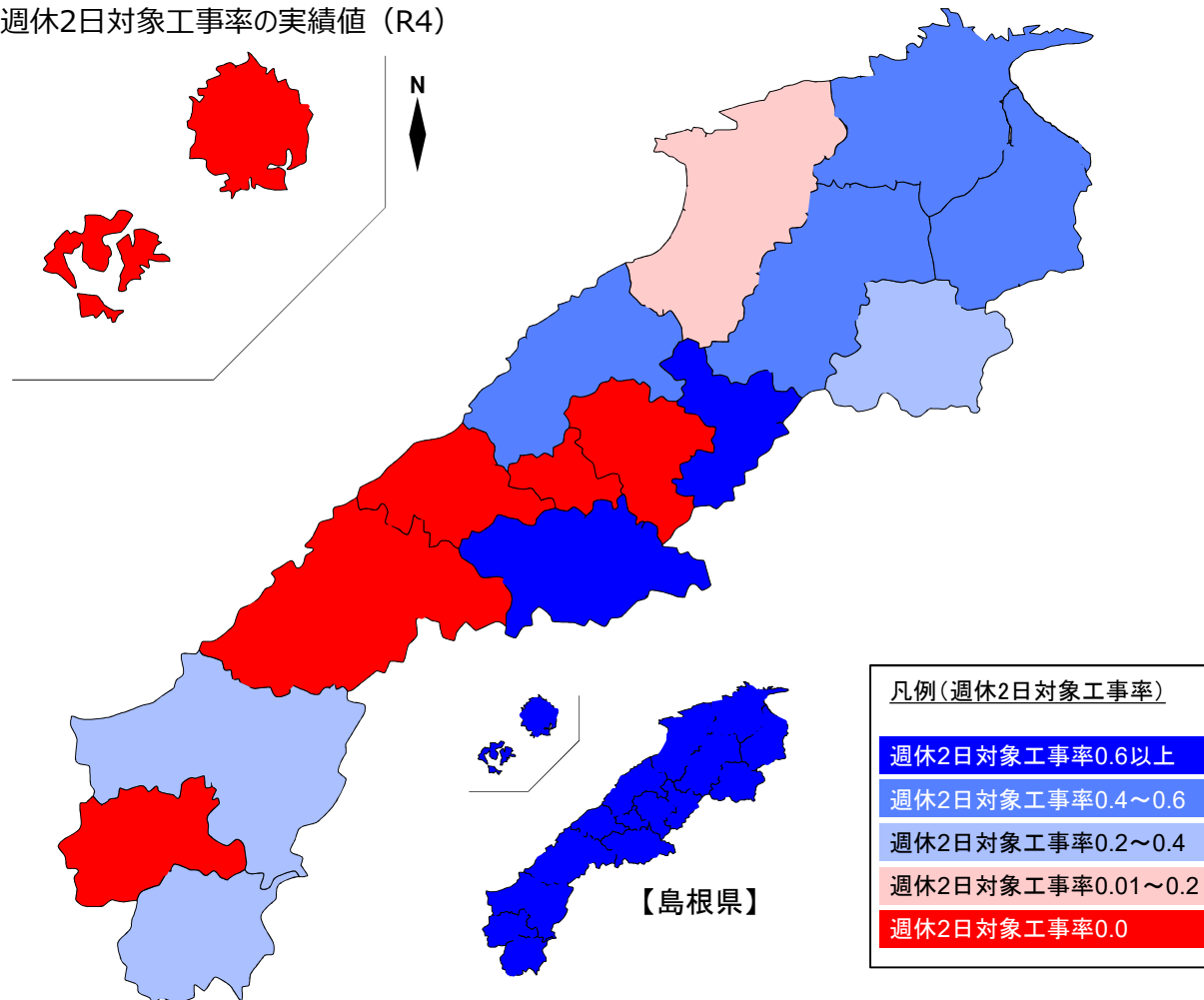
工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[島根県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※県域単位：
 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■週休2日対象工事率の実績値(R4)



■実績値(R3・R4)と目標値(R5)

市町村	週休2日対象工事率		
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R5)
島根県	1.00	1.00	1.00
松江市		0.58	
浜田市		0.00	
出雲市		0.01	
益田市		0.37	
大田市		0.49	
安来市		0.49	
江津市		0.00	
雲南市		0.52	
奥出雲町		0.33	
飯南町		1.00	
川本町		0.00	
美郷町		0.00	
邑南町		1.00	
津和野町		0.00	
吉賀町		0.38	
海士町		0.00	
西ノ島町		0.00	
知夫村		0.00	
隠岐の島町		0.00	
島根県域	1.00	0.54	

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[岡山県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

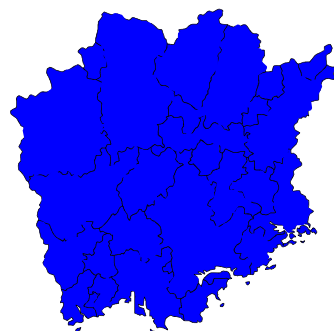
週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

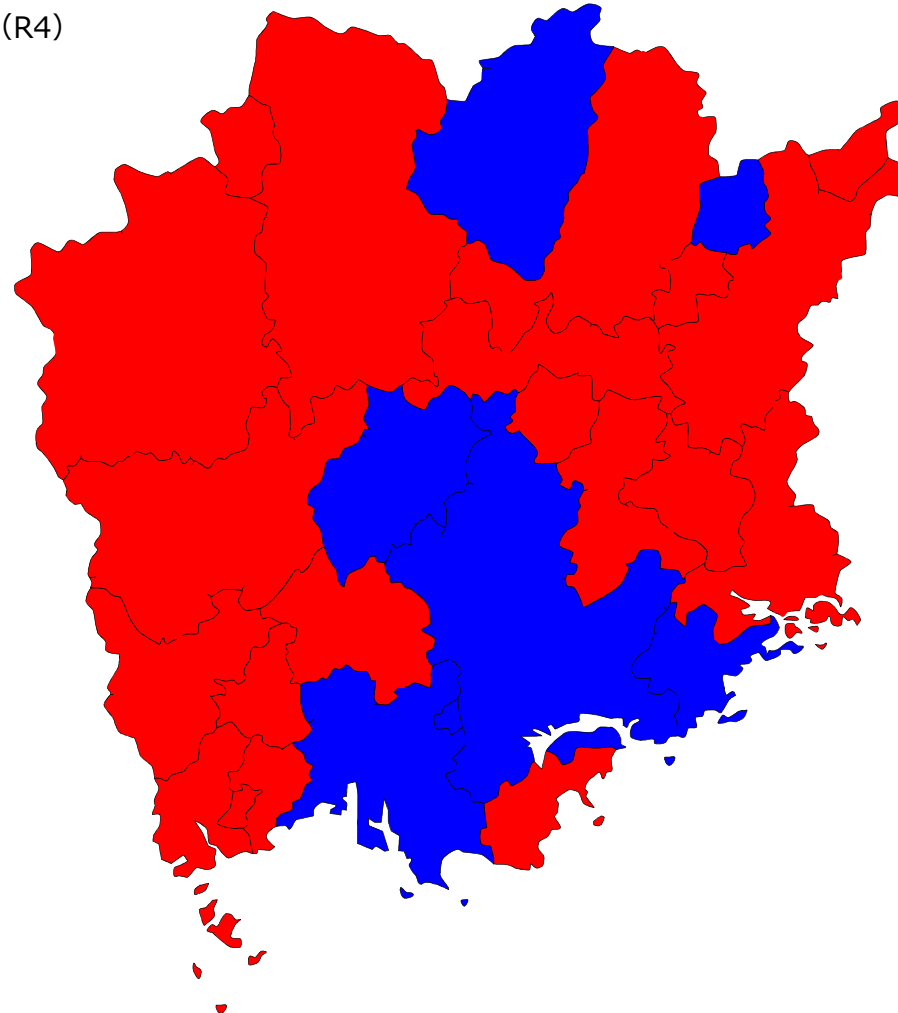
■ 週休2日対象工事率の実績値 (R4)

凡例(週休2日対象工事率)

週休2日対象工事率0.6以上
週休2日対象工事率0.4～0.6
週休2日対象工事率0.2～0.4
週休2日対象工事率0.01～0.2
週休2日対象工事率0.0



【岡山県】



■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	週休2日対象工事率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
岡山県	0.87	1.00	1.00
岡山市	0.55	1.00	
倉敷市		0.62	
津山市		0.00	
玉野市		0.00	
笠岡市		0.00	
井原市		0.00	
総社市		0.00	
高梁市		0.00	
新見市		0.00	
備前市		0.00	
瀬戸内市		1.00	
赤磐市		0.00	
真庭市		0.00	
美作市		0.00	
浅口市		0.00	
和気町		0.00	
早島町		0.73	
里庄町		0.00	
矢掛町		0.00	
新庄村		0.00	
鏡野町		1.00	
勝央町		0.00	
奈義町		1.00	
西粟倉村		0.00	
久米南町		0.00	
美咲町		0.00	
吉備中央町		1.00	
岡山県域	0.81	0.56	

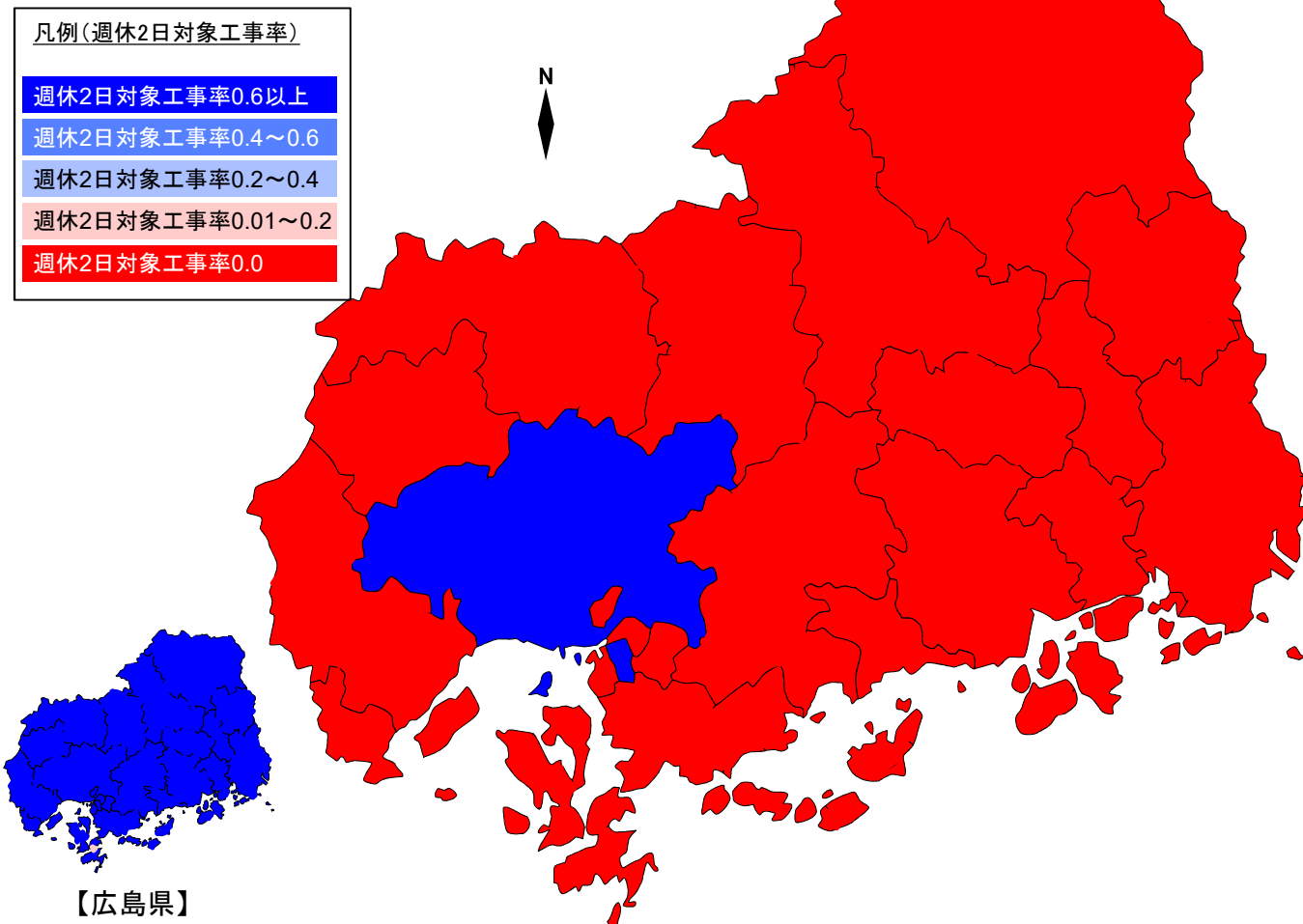
工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定) [広島県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数 : 週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
週休2日対象工事件数 : 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■ 週休2日対象工事率の実績値 (R4)



■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	週休2日対象工事率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
広島県	0.77	1.00	1.00
広島市	0.44	0.86	
三原市		0.00	
呉市		0.00	
竹原市		0.00	
尾道市		0.00	
福山市		0.00	
府中市		0.00	
三次市		0.00	
庄原市		0.00	
大竹市		0.00	
東広島市		0.00	
廿日市市		0.00	
安芸高田市		0.00	
江田島市		0.00	
府中町		0.00	
海田町		0.00	
熊野町		0.00	
坂町		0.00	
安芸太田町		0.00	
北広島町		0.00	
大崎上島町		0.00	
世羅町		0.00	
神石高原町		0.00	
広島県域	0.62	0.47	

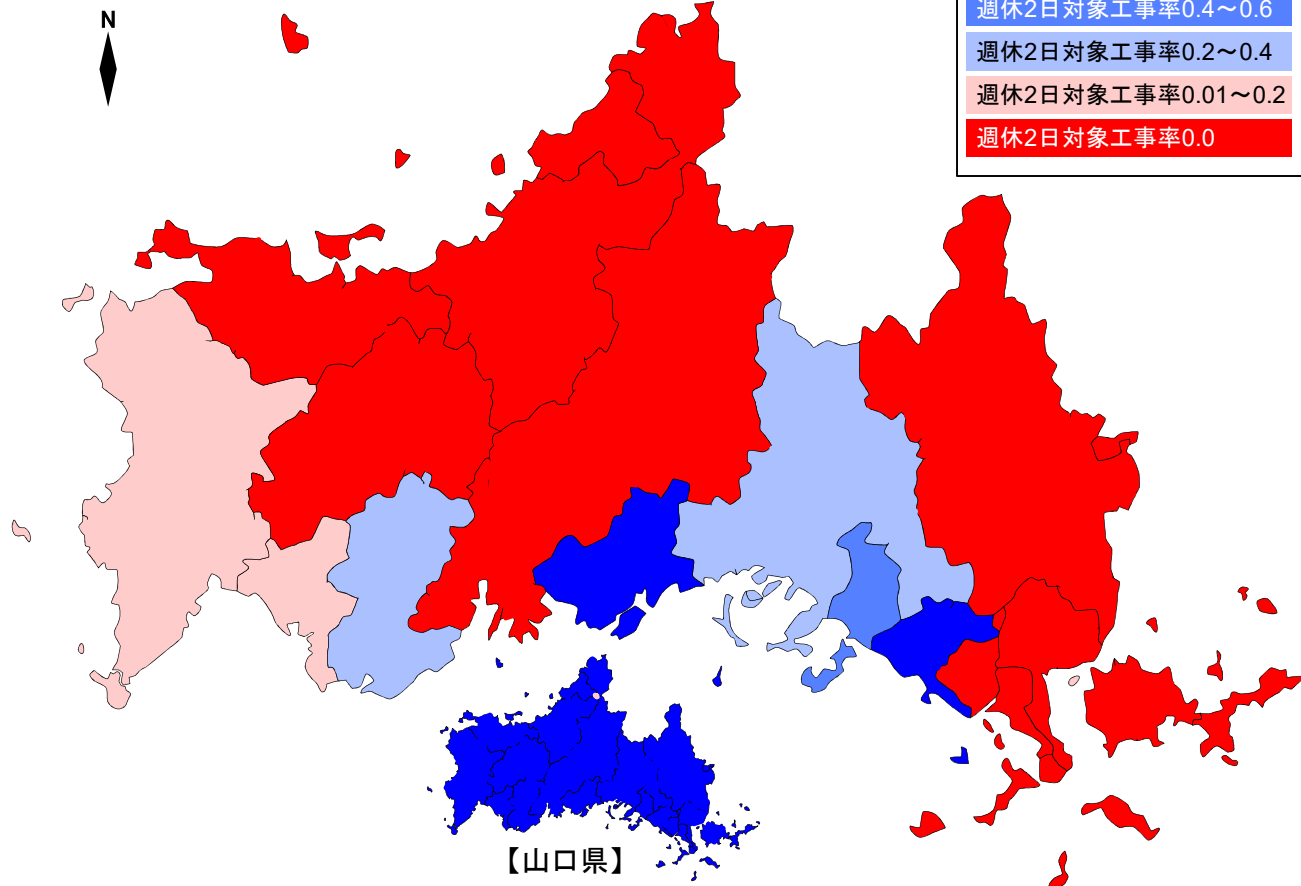
工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)[山口県域]

週休2日対象工事率 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告)}}{\text{週休2日公告対象件数}}$ 対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

週休2日公告対象件数：週休2日対象工事の公告対象となりうる工事(全工事件数から災害復旧工事等を除いたもの)のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)とする。

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■週休2日対象工事率の実績値(R4)



■実績値(R3・R4)と目標値(R5)

市町村	週休2日対象工事率		
	実績値(R3)	実績値(R4)	目標値(R5)
山口県	0.54	1.00	1.00
山口市		0.00	
下関市		0.04	
宇部市		0.20	
萩市		0.00	
防府市		0.97	
下松市		0.52	
岩国市		0.00	
光市		1.00	
長門市		0.00	
柳井市		0.00	
美祢市		0.00	
周南市		0.25	
山陽小野田市		0.03	
周防大島町		0.00	
和木町		0.00	
上関町		0.00	
田布施町		0.00	
平生町		0.00	
阿武町		0.00	
山口県域	0.54	0.45	

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

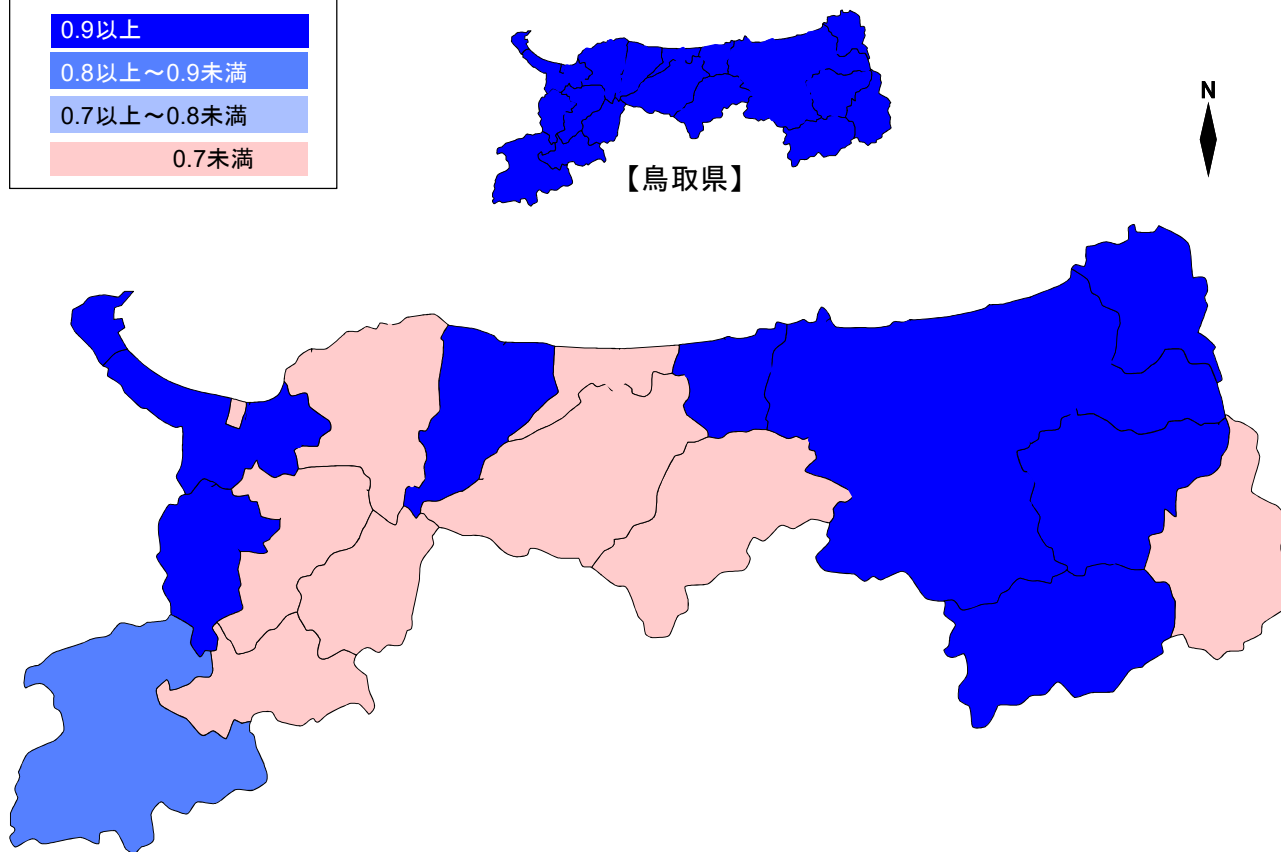
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■ 低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値 (R4)

凡例(実施率)

0.9以上
0.8以上～0.9未満
0.7以上～0.8未満
0.7未満



■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

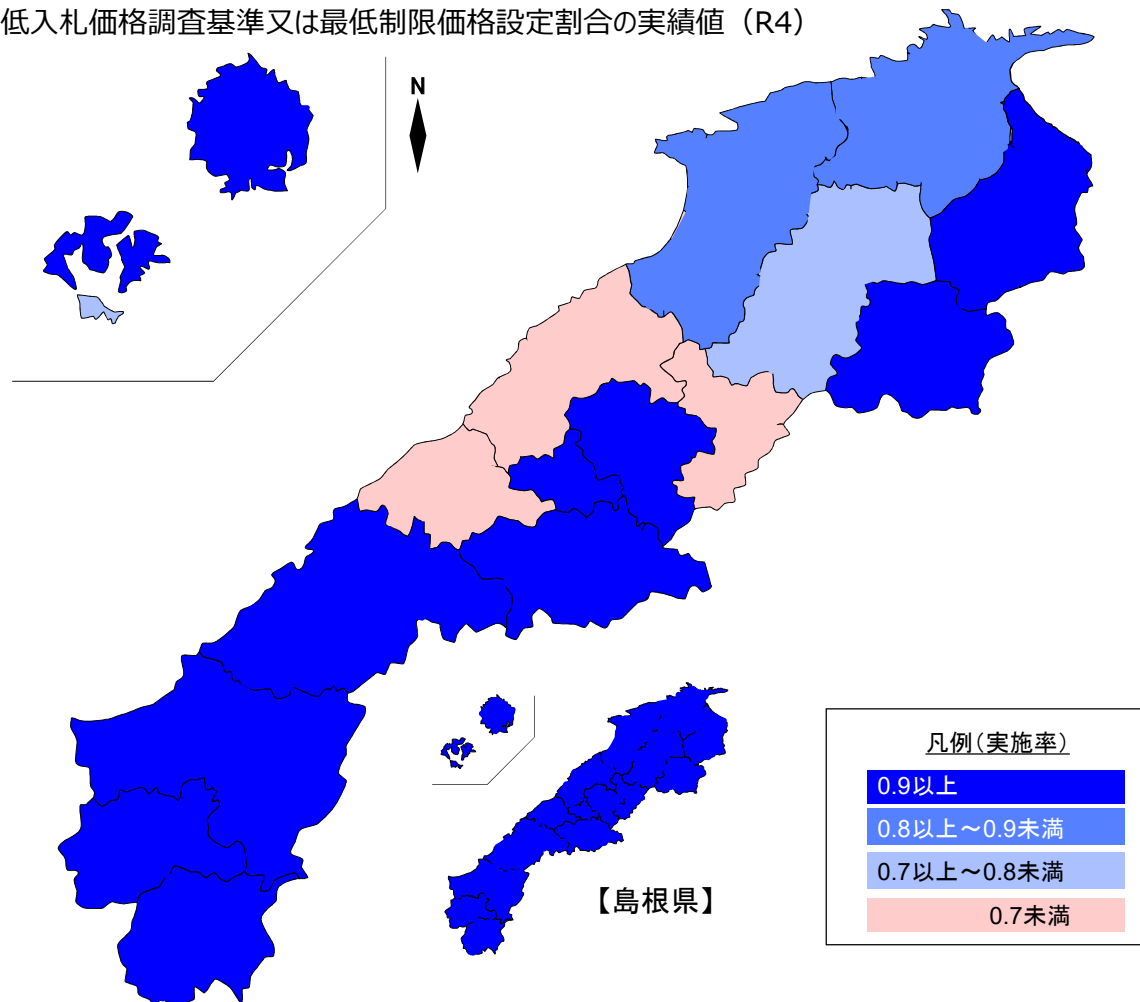
市町村	実施率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
鳥取県	1.00	1.00	1.00
鳥取市	1.00	1.00	
米子市	1.00	1.00	
倉吉市	1.00	1.00	
境港市	1.00	1.00	
岩美町	1.00	1.00	
若桜町	0.00	0.00	
智頭町	0.97	1.00	
八頭町	1.00	1.00	
三朝町	0.06	0.11	
湯梨浜町	0.98	1.00	
琴浦町	1.00	1.00	
北栄町	0.00	0.00	
日吉津村	0.00	0.00	
大山町	0.46	0.01	
南部町	1.00	1.00	
伯耆町	0.00	1.00	
日南町	0.96	0.87	
日野町	0.00	0.00	
江府町	0.55	0.62	
鳥取県域	0.92	0.90	

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値 (R4)



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

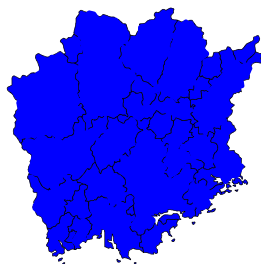
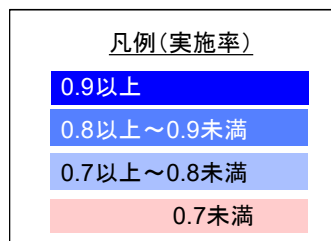
市町村	実施率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
島根県	1.00	1.00	1.00
松江市	0.88	0.89	
浜田市	1.00	1.00	
出雲市	0.99	0.86	
益田市	0.99	1.00	
大田市	0.38	0.44	
安来市	1.00	1.00	
江津市	0.27	0.46	
雲南市	0.65	0.73	
奥出雲町	0.99	1.00	
飯南町	0.50	0.52	
川本町	1.00	1.00	
美郷町	1.00	1.00	
邑南町	0.94	1.00	
津和野町	1.00	1.00	
吉賀町	1.00	1.00	
海士町	1.00	0.98	
西ノ島町	0.71	0.98	
知夫村	0.88	0.77	
隠岐の島町	1.00	1.00	
島根県域	0.90	0.89	

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

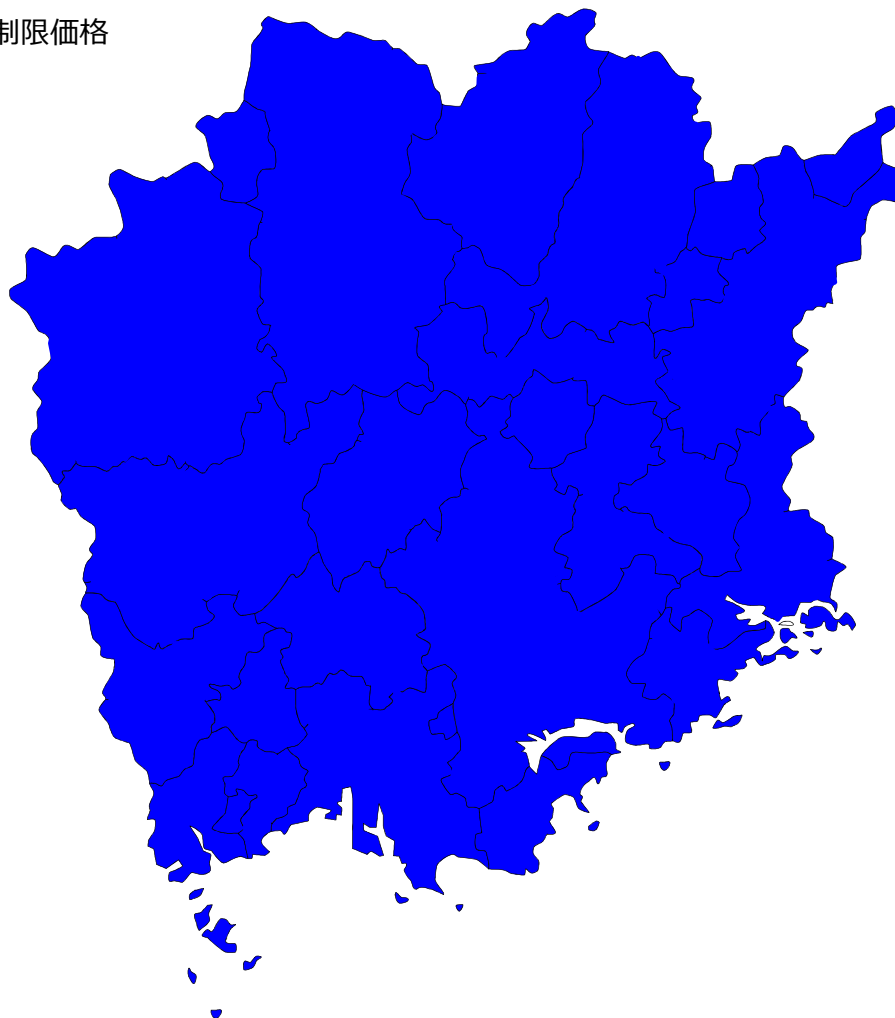
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■ 低入札価格調査基準又は最低制限価格
設定割合の実績値 (R4)



【岡山県】



■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	実施率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
岡山県	1.00	1.00	1.00
岡山市	1.00	1.00	
倉敷市	1.00	1.00	
津山市	1.00	1.00	
玉野市	0.84	1.00	
笠岡市	1.00	1.00	
井原市	1.00	1.00	
総社市	1.00	1.00	
高梁市	1.00	1.00	
新見市	0.97	1.00	
備前市	1.00	1.00	
瀬戸内市	1.00	1.00	
赤磐市	1.00	1.00	
真庭市	0.83	1.00	
美作市	1.00	1.00	
浅口市	1.00	1.00	
和気町	1.00	1.00	
早島町	1.00	1.00	
里庄町	1.00	1.00	
矢掛町	1.00	1.00	
新庄村	0.95	1.00	
鏡野町	1.00	1.00	
勝央町	1.00	1.00	
奈義町	1.00	1.00	
西粟倉村	1.00	1.00	
久米南町	0.43	0.92	
美咲町	1.00	1.00	
吉備中央町	1.00	1.00	
岡山県域	0.98	1.00	

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

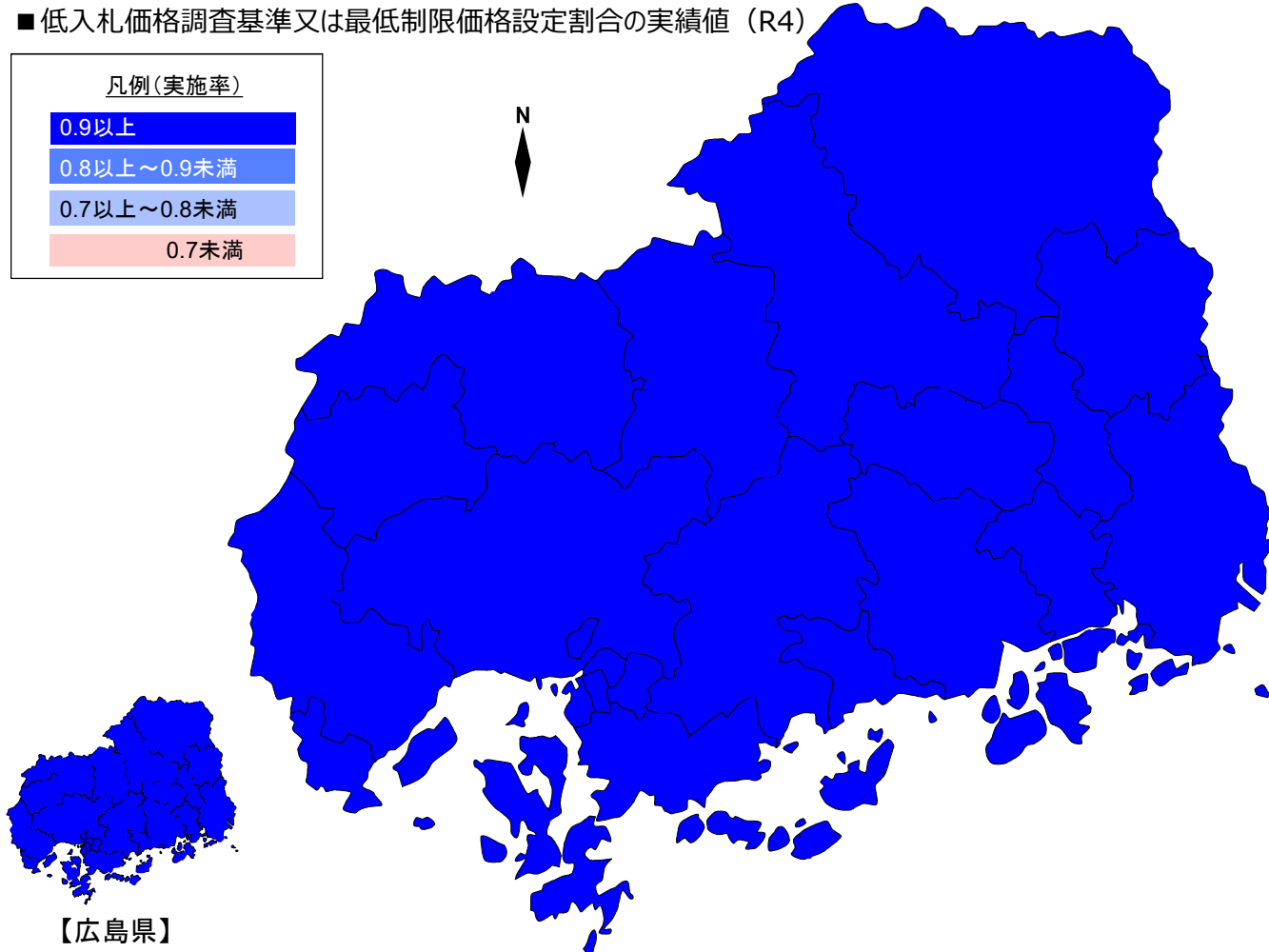
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■ 低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値 (R4)

凡例(実施率)

0.9以上
0.8以上～0.9未満
0.7以上～0.8未満
0.7未満



【広島県】

■ 実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

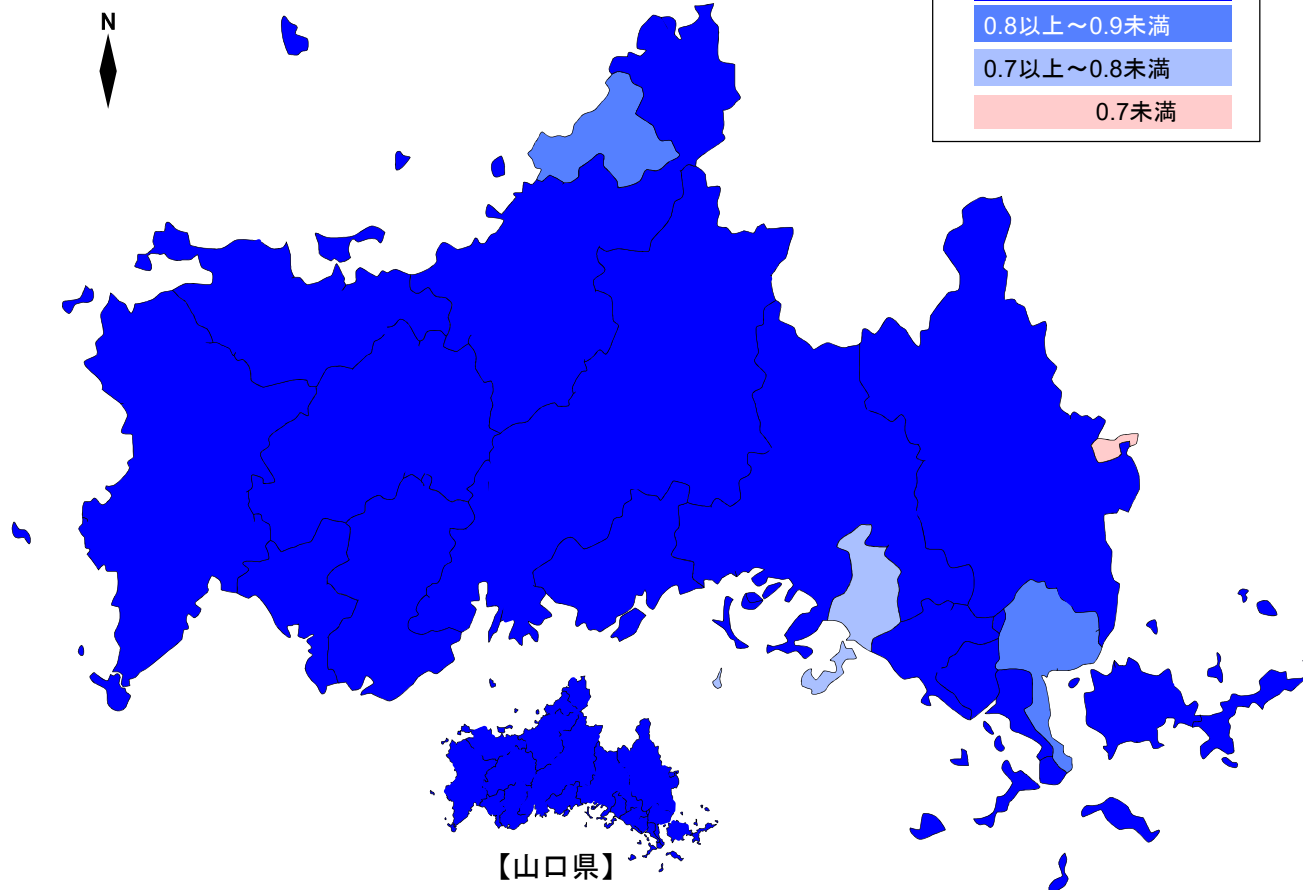
市町村	実施率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
広島県	1.00	1.00	1.00
広島市	1.00	1.00	
三原市	0.98	1.00	
呉市	0.99	1.00	
竹原市	1.00	1.00	
尾道市	1.00	1.00	
福山市	1.00	1.00	
府中市	1.00	1.00	
三次市	1.00	1.00	
庄原市	1.00	1.00	
大竹市	1.00	1.00	
東広島市	1.00	1.00	
廿日市市	0.99	1.00	
安芸高田市	1.00	1.00	
江田島市	0.99	0.98	
府中町	1.00	1.00	
海田町	0.98	0.94	
熊野町	1.00	1.00	
坂町	1.00	1.00	
安芸太田町	0.95	1.00	
北広島町	1.00	1.00	
大崎上島町	1.00	1.00	
世羅町	1.00	1.00	
神石高原町	0.84	1.00	
広島県域	0.99	1.00	

$$\text{実施率 (件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$$

※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

※県域単位：
各都道府県管内の都道府県、政令市、
市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の実績値 (R4)



■実績値 (R3・R4) と目標値 (R5)

市町村	実施率		
	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R5)
山口県	0.98	0.99	1.00
山口市	1.00	1.00	
下関市	1.00	1.00	
宇部市	1.00	1.00	
萩市	1.00	1.00	
防府市	0.62	0.92	
下松市	0.73	0.76	
岩国市	1.00	1.00	
光市	0.91	1.00	
長門市	1.00	1.00	
柳井市	0.90	0.83	
美祢市	1.00	1.00	
周南市	1.00	1.00	
山陽小野田市	1.00	1.00	
周防大島町	0.99	0.98	
和木町	0.11	0.63	
上関町	0.61	1.00	
田布施町	0.24	1.00	
平生町	1.00	1.00	
阿武町	0.79	0.84	
山口県域	0.96	0.98	

中国ブロックにおける設定指標に対する令和5年度の 取組方針について



各指標の解説(取り組み方針)について

(全国統一指標)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

<取り組み方針>

■県別に目標とする平準化率を設定

	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	目標平準化率			R5
						R2	R3	R4	
中国全体	0.67	0.76	0.74	0.76	0.75	—	—	—	0.9
国等機関	0.80	0.87	0.85	0.867	0.89	0.85	0.875	0.90	
鳥取県内	0.74	0.81	0.73	0.71	0.80	0.825	0.85	0.875	
島根県内	0.70	0.74	0.68	0.73	0.72	0.75	0.80	0.85	
岡山県内	0.58	0.72	0.71	0.69	0.73	0.70	0.75	0.80	
広島県内	0.62	0.74	0.76	0.81	0.75	0.70	0.80	0.85	
山口県内	0.72	0.81	0.75	0.74	0.72	0.825	0.85	0.875	

■フォローアップ

○各県発注者協議会において、取り組み方針の確認・周知を図り、年度末には方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等を行う。

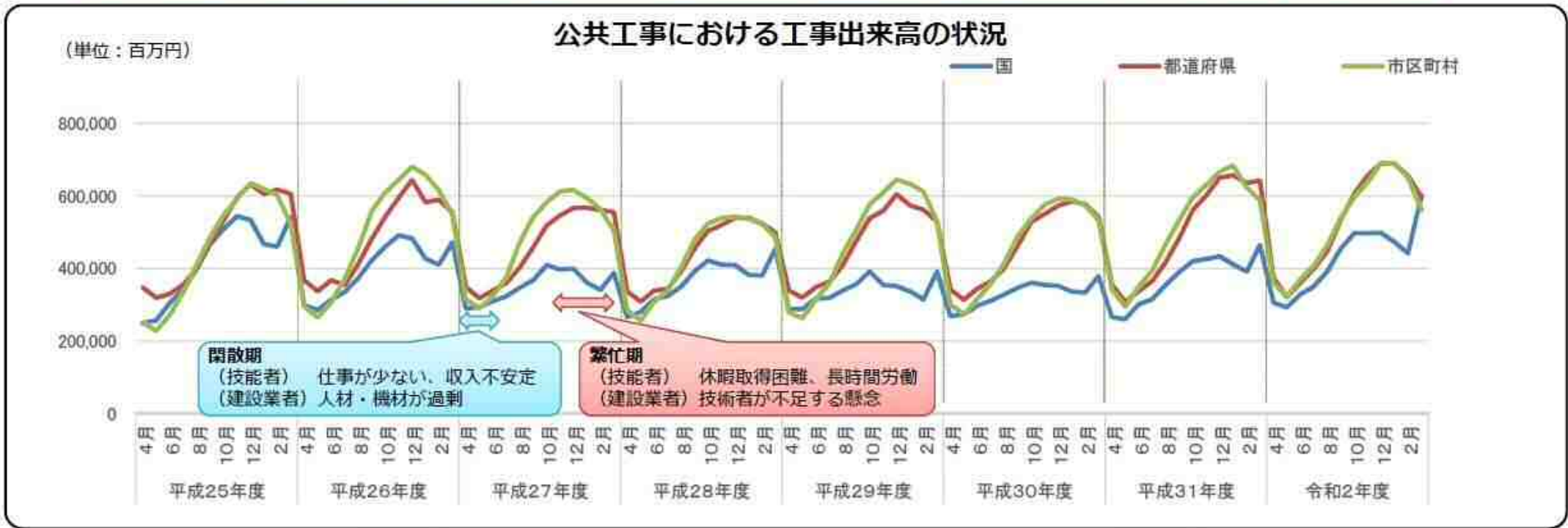
2023年度の取組 (中国地方整備局)

■ロードマップ(中国地整)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平準化率(中国地整)	84.9%	85%以上 (全国平均レベル)	87.5%以上	90%以上	継続	継続
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> 取組周知・対応・徹底期間 積極的な要請手続き 適正な繰越明許 適切な工期設定 適切な工程管理 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な早期発注(3割程度) 積極的な要請手続き 発注工事開始前助成金工事は全て発注年度の平準化率目標設定(予算要求) 令和2年度取組(平準化関係含む)全て実施 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な早期発注(3割以上) 積極的な要請手続き 令和2年度取組(平準化関係含む)全て実施 	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 改正労働基準法建設業適用 令和6年4月1日～

- 適切な工期設定を考慮した早期発注手続の積極活用など (R5年度施策:平準化率90%以上)
- 従前より実施している施策の継続

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

平準化に対する全国各地公体の取組事例等を参考。

国土交通省HP: <https://www.mlit.go.jp/common/001344013.pdf>

地方公共団体における平準化の推進

さしすせそ事例集【第4版】

令和2年4月

土地・建設産業局建設業課
大臣官房技術調査課

目次

1. 平準化の概要 3

- 施工時期の平準化 対策の必要性/意義/効果 3
- 平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進) 6
- これまでの経緯/国交省における取組/対策の進め方/具体的な取組状況 7
- 平準化推進の進め方 11
- 平準化率の状況(都道府県) 12
- 市区町村における平準化率の分布状況(地域別/都道府県別) . . . 13

2. 債務負担行為の活用 15 **さ**

- 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用 21
(都道府県・指定都市/市区/町村)
- ゼロ債務負担行為を積極的に活用している地方公共団体 25
(都道府県・指定都市/市区/町村)
- 交付金事業等で積極的に設定している地方公共団体 28
(都道府県・指定都市/市区/町村)

3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用) 30 **し**

- 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) 32
(都道府県・指定都市/市区)

4. 速やかな繰越手続 36 **す**

- 速やかな繰越手続 38
(都道府県・指定都市/市区/町村)

5. 積算の前倒し 40 **せ**

- 積算の前倒し 42
(都道府県・指定都市/市区/町村)

6. 早期執行のための目標設定等 43 **そ**

- 上半期の執行率等の目標設定 44
(都道府県・指定都市/市区)
- 発注見通しの公表 45
(市区)

(参考資料) 46

(全国統一指標)

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

<取り組み方針>

- R3までは、国・特殊法人等・5県・2政令市が対象。
- R4年度から対象を全ての市町村に拡大。
- R6までに、全ての工事において、原則発注者指定を目指す(全ての機関)。

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R3実績	0.91	1.00	1.00	0.81	0.62	0.54
R4実績	0.90	0.41	0.54	0.56	0.47	0.45

※R4実績は全市町村を含む ※値は、受注者希望型も含む。

■フォローアップ

○各県発注者協議会で、市町村を含めた取り組み結果や課題の確認を行う。

2023年度の取組 (中国地方整備局)

■ロードマップ(中国地整)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	週休2日制の取組み			継続		
	70%以上	80%以上	90%以上			
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇R1.6以降本官工事の一般土木工事を発注者指定方式 ◇R1.9以降本官工事のPC上部工事を発注者指定方式 ●【新規】交代制導入：4件 ●【新規】実施企業に総合評価において加点 ●【新規】公告時工程表の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇原則、全ての本官工事を発注者指定方式 ◇分任官：PC、鋼橋工事を発注者指定方式 ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇全ての希望方式の分任官工事へ「閉所」、「交代制」の希望を確認徹底 ●【継続】実施企業に総合評価加点 ●【新規】整備局(岡山県、広島県除く)統一閉所日の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇一般土木工事の発注者指定方式 ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇現場閉所(1億円以上の改築、改修工事)(全てのAs、Co舗装工事) ○交代制(1億円以上の維持修繕工事) ●【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ◇適切な工期設定、工期延期 ◇実施企業に総合評価加点 	<ul style="list-style-type: none"> ●【拡大】 <ul style="list-style-type: none"> ◇全ての発注者指定方式 ●【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ◇適切な工期設定、工期延期 ◇実施企業に総合評価加点 	●継続	●継続
						改正労働基準法 建設業適用 令和6年4月1日～

■R4年度から原則、全ての工事について発注者指定による週休2日制工事を実施

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

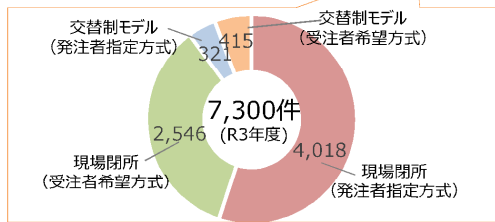
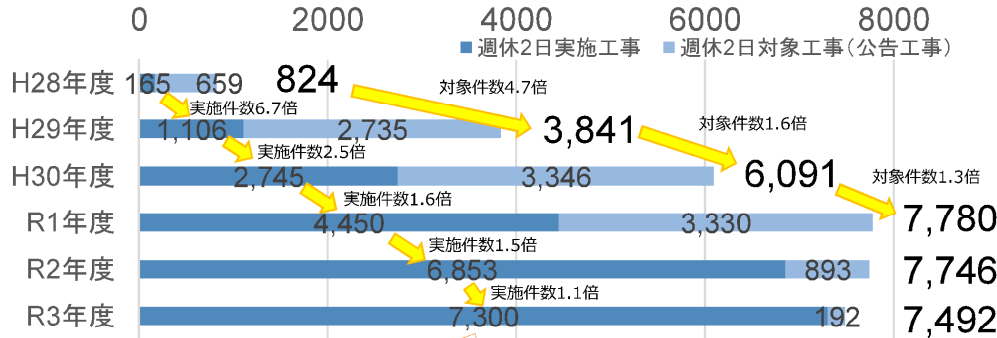
	現行規制	見直しの内容「働き方改革関連法」(平成30年6月成立)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>	<p>《同左》</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>罰則: 雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金</p> </div>
36協定の限度	<p>《厚生労働大臣告示: 強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・ ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし (年6か月まで)(特別条項)</p> <p>(2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外</p>	<p>《労働基準法改正により法定: 罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月 45時間 かつ 年 360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</p> <p>① 年 720時間(月平均60時間)</p> <p>② 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</p> <p>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)</p> <p>b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)</p> <p>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(*)が、将来的には一般則の適用を目指す。</p> <p><small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small></p>

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

工事 ②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)



※令和4年3月末時点
※令和3年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾空港除く)
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,091(2,745)	7,780(4,450)	7,746(6,853)	7,492(7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体
- R3年度：実施済67団体

週休2日の推進に向けた取組(直轄)

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和5年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- 令和元年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数を令和5年度も継続。

	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
休日率			
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

➤ 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

単価設定のポイント

- 1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- 2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- 3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当**を反映（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種（22,227円）令和4年3月比；+5.2%（平成24年度比；+65.5%）

主要12職種※（20,822円）令和4年3月比；+5.0%（平成24年度比；+65.5%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

（主要12職種）

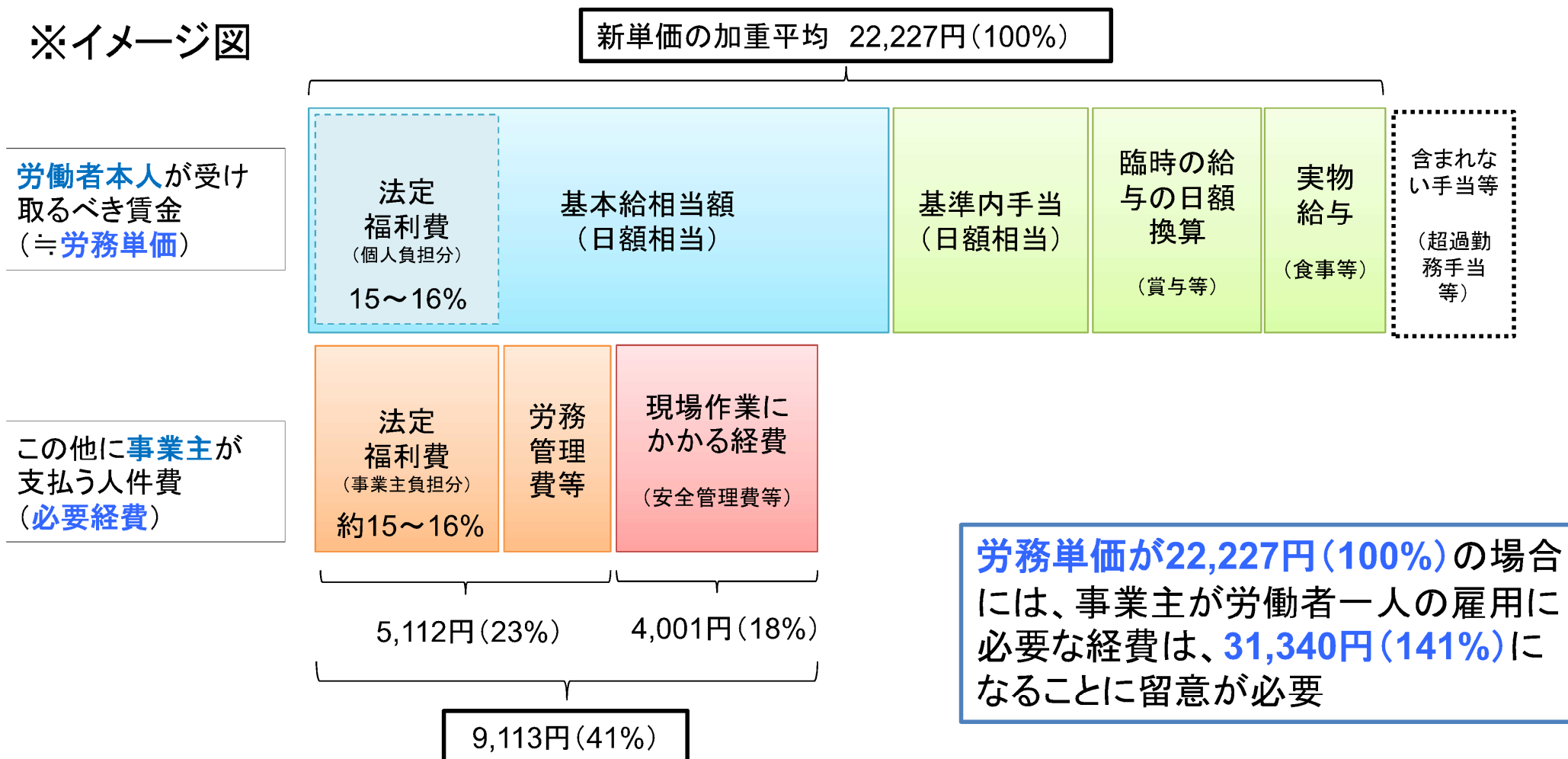
職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+4.0%	運転手（一般）	21,859円	+5.8%
普通作業員	20,662円	+5.7%	型枠工	27,162円	+3.8%
軽作業員	15,874円	+6.3%	大工	26,657円	+4.9%
とび工	26,764円	+4.8%	左官	25,958円	+4.0%
鉄筋工	26,730円	+3.6%	交通誘導警備員A	15,967円	+7.1%
運転手（特殊）	25,249円	+5.7%	交通誘導警備員B	13,814円	+6.3%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※イメージ図



公告

入札・開札・契約

履行

完成

No.	対象工事	公告時発注型式	入札時の予定価格作成	工事着手前	精算変更時
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての本官工事 ■ 分任官 PC上部工事、鋼上部工事、改築・改修における一般土木工事、全てのアスファルト・コンクリート舗装工事、機械設備工事	発注者指定型 (現場閉所)	<u>現場閉所「4週8休以上」補正</u> 実施	現場閉所の計画を明記した施工計画書	実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記以外の全ての工事 	発注者指定型 (受注者選択) ① 「現場閉所」 ② 「交替制」	<u>現場閉所「4週8休以上」補正</u> 実施	受注者が次のいずれかを選択し、施工計画書に明示して提出。 ① 「現場閉所」 ② 「交替制」	【現場閉所の場合】 実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。 【交替制の場合】 交替制（4週8休以上）の補正係数に変更する。ただし、実施状況により4週8休未満の場合は、補正分を減額変更。

一斉閉所の呼びかけ

		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R4年度取組み		第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	第2、第4土曜日	月1回以上土曜日	第2土曜日
R5年度取組み		(継続) ↓ 第2、第4土曜日	(継続) ↓ 第2、第4土曜日	(継続) ↓ 第2、第4土曜日	(拡大) ↓ 月2回以上土曜日	(拡大) ↓ 第2、第4土曜日
協力 団体	国交省 (港湾除く)	事務所	松国、出雲、浜田	事務(管理)所	事務(管理)所	山口、山陰西部
	農水省	-	宍道湖西岸農地整備事業所 島根森林管理署	事務(業)所	事務(業)所	南周防農地整備事務所
	県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
	市町村	市町村	市町村	市町村	市町	市町
	NEXCO	西日本高速道路株式会社中国支社				
	地元協会	鳥取県建設業協会	島根県建設業協会	岡山県建設業協会	広島県建設工業協会	山口県建設業協会
			島根県建設産業団体連合会		広島県建設業協会連合会	
地区協会	日本建設業協会連合会中国支部、日本道路建設業協会中国支部、日本橋梁協会、日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部					



鳥取県



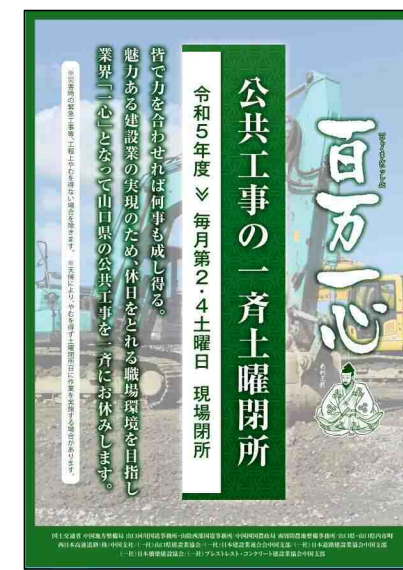
島根県



岡山県



広島県



山口県

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施(月単位の週休2日への移行期間)
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



(全国統一指標)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む

	国等機関	鳥取県内	島根県内	岡山県内	広島県内	山口県内
R3実績	0.94	0.92	0.90	0.98	0.99	0.96
R4実績	0.94	0.90	0.91	1.00	1.00	0.98

■フォローアップ

- 2月頃、各県発注者協議会で取り組み方針に対する結果や課題等を確認するとともに、未導入の発注機関に対して取り組みを促す。

ダンピング対策について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。



将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずる

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H29.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H31.4.1～

【範囲】
 予定価格の
7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

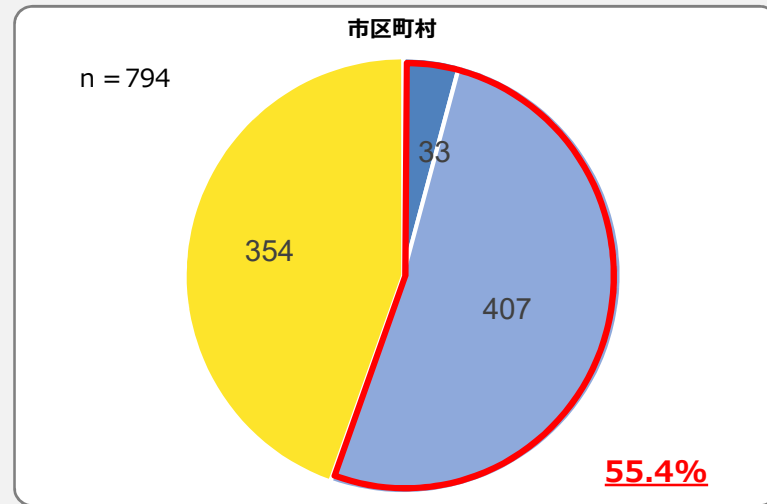
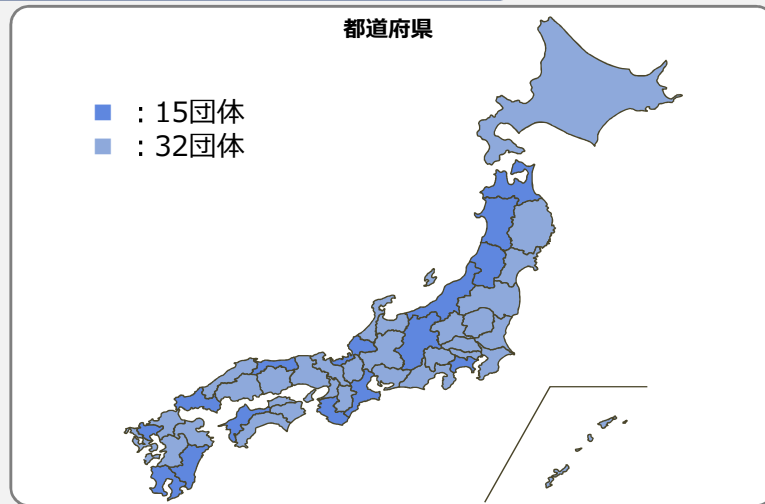
※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全ての団体※**で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

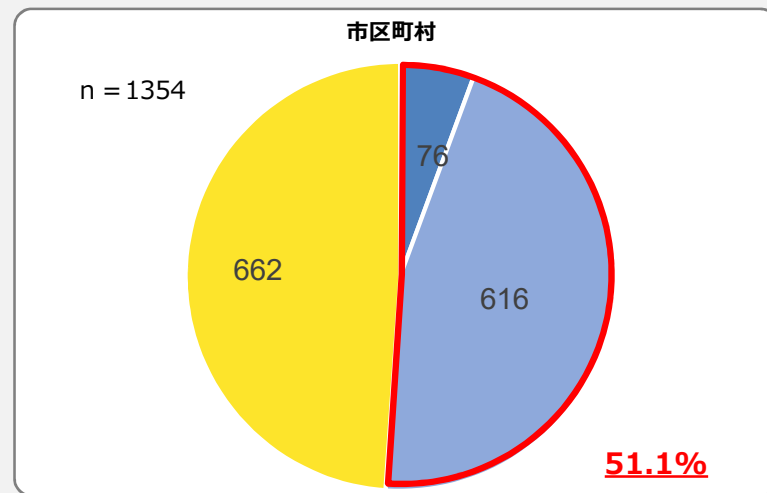
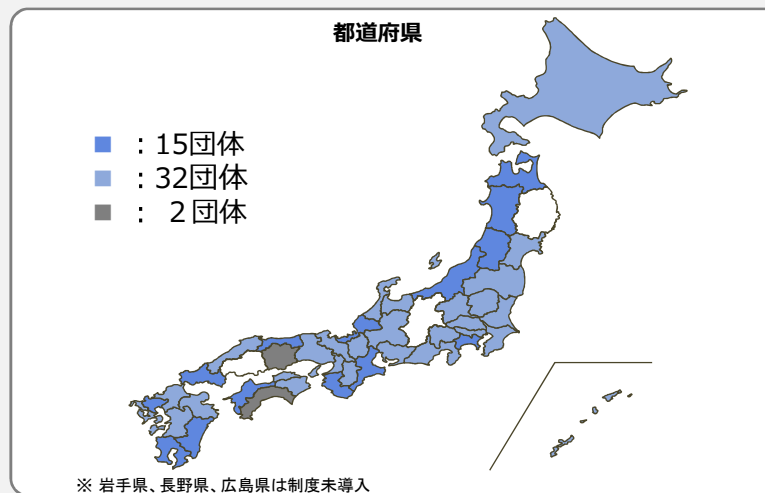
※算定式非公表、未導入の団体除く

調査基準価格算定式の設定水準



- : 独自モデル (R4中央公契連モデル以上の水準)
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

最低制限価格算定式の設定水準



いずれの制度も未導入の団体

H18 484 団体
↓
H20 359 団体
↓
H24 232 団体
↓
H29 126 団体
↓
H30 109 団体
↓
R 2 88 団体
↓
R 3 81 団体
↓
R 4 73 団体

※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

(中国ブロック独自指標)

④ 予定価格の事後公表の実施状況

予定価格の事後公表を実施している割合

< 取り組み方針 >

- 事前公表による建設企業の競争力低下などについて検証を行う。
- 事前公表または事後公表のいずれも実施していない自治体に対しては、目的を理解してもらい、公表に向けた関係部署内の調整を進めるよう促す。
- フォローアップ
 - 令和4年度は、事前公表を実施している自治体について、建設企業が適切に積算を実施し入札を行っているか(技術力低下を防止する措置)等の具体的な対策内容について確認を行い、その実施結果を検証する。

< 令和4年度の達成状況 >

	予定価事後公表の実施状況			
	R3年度		R4年度	
国等	100%	16/16	94%	15/16
鳥取県	65%	13/20	75%	15/20
島根県	40%	8/20	40%	8/20
岡山県	68%	19/28	75%	21/28
広島県	63%	15/24	54%	13/24
山口県	95%	19/20	90%	18/20
全体	70%	90/128	70%	90/128

(中国ブロック独自指標)

⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

一般競争入札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

<取り組み方針>

- 一般競争入札の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における入札契約制度の適用基準の整備状況、適切に運用しているか否かの確認を行う。

<令和4年度の達成状況>

	一般競争入札の基準の設定状況			
	R3年度		R4年度	
国等	100%	16/16	100%	16/16
鳥取県	50%	10/20	75%	15/20
島根県	95%	19/20	95%	19/20
岡山県	82%	23/28	79%	22/28
広島県	83%	20/24	79%	19/24
山口県	80%	16/20	80%	16/20
全体	81%	104/128	84%	107/128

(中国ブロック独自指標)

⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

総合評価落札方式の制度基準を定め適切に運用した割合

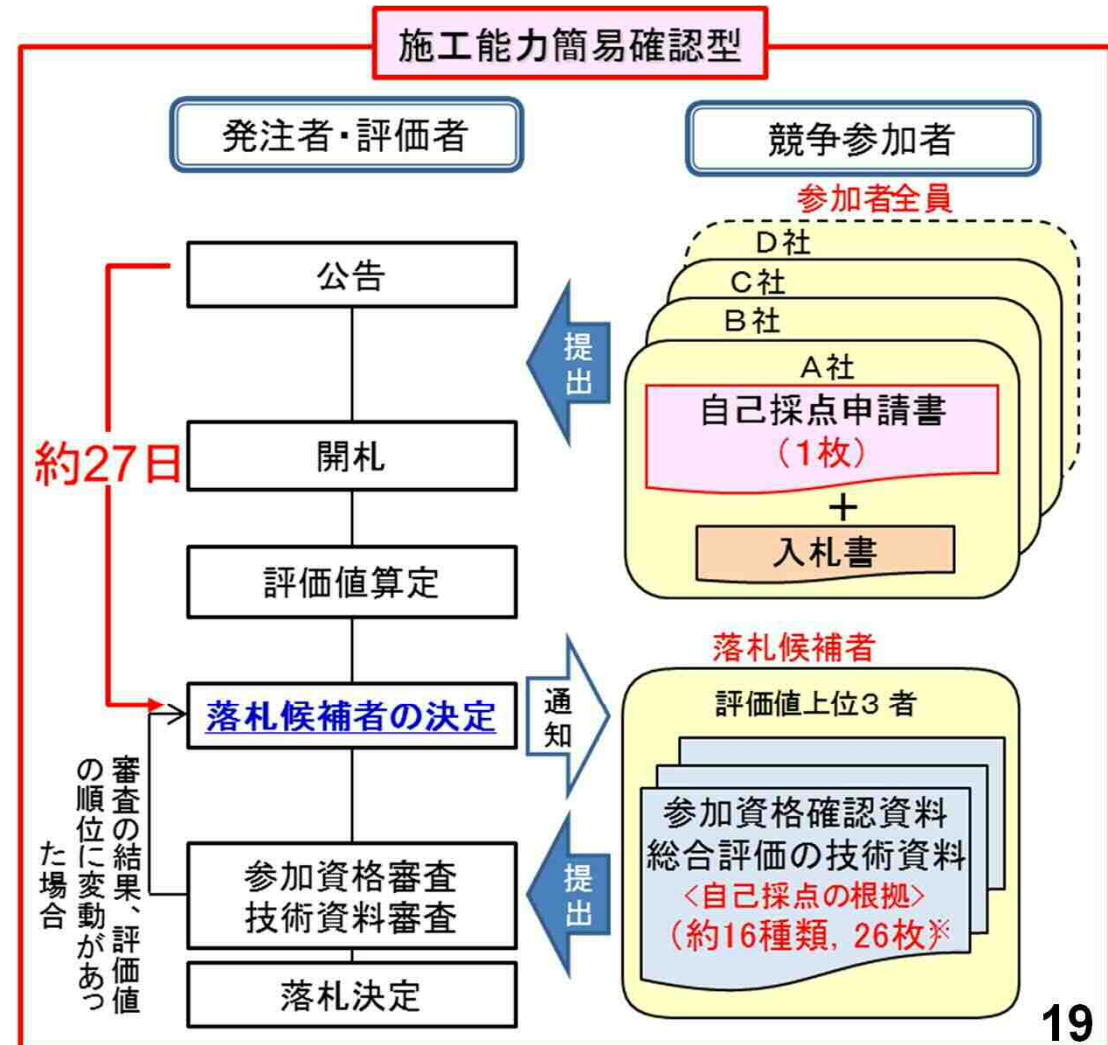
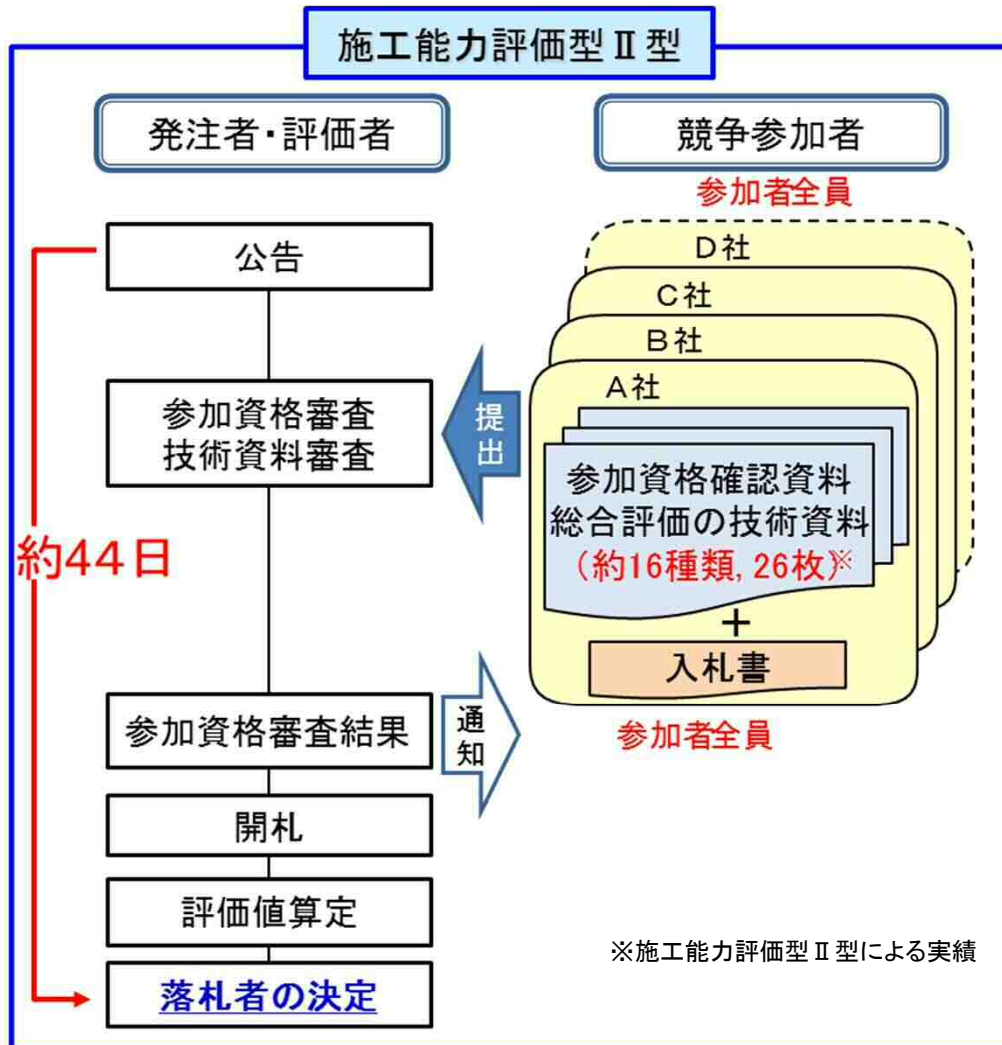
<取り組み方針>

- 総合評価落札方式の適用基準を定める。
- 工事において、各機関における適用基準の整備状況、適切に発注しているか否かの確認を行う。

<令和4年度の達成状況>

	総合評価落札方式の設定状況			
	R3年度		R4年度	
国等	88%	14/16	81%	13/16
鳥取県	50%	10/20	55%	11/20
島根県	60%	12/20	55%	11/20
岡山県	68%	19/28	71%	20/28
広島県	92%	22/24	92%	22/24
山口県	90%	18/20	90%	18/20
全体	74%	95/128	74%	95/128

- 入札書と、総合評価項目について競争参加者が自ら採点した「自己採点申請書」の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に技術資料の提出を求め、自己採点内容の確認を実施。
- 施工能力評価型において、公告から落札者決定まで約44日の日数が必要。その間参加者すべての配置予定技術者が拘束されている状態であった。施工能力簡易確認型では落札候補者(3者)の通知までを約27日まで短縮を図る。
- 競争参加者は技術資料作成にかかる負担軽減、発注者は技術審査にかかる負担軽減につながる。



(全国統一指標)

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

<取り組み方針>

■ 県別に目標とする平準化率 (第4四半期設定割合※)

	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	目標平準化率(第4四半期設定割合)			
					R2	R3	R4	R5
中国全体	0.48	0.47	0.47	0.45	0.50	0.45	0.42	0.40
国等機関	0.55	0.52	0.50	0.47				
鳥取県内	0.40	0.43	0.44	0.42				
島根県内	0.41	0.43	0.46	0.47				
岡山県内	0.51	0.48	0.49	0.45				
広島県内	0.46	0.47	0.44	0.43				
山口県内	0.49	0.47	0.48	0.45				

■ フォローアップ

○ 2月頃、各県発注者協議会で、取り組み方針に対する結果、課題の確認、好事例の共有等を行い、次年度へ生かす。

2023年度の取組 (中国地方整備局)

■ 平準化に向けた取組 (中国地整)

- 早期発注や国債(ゼロ国)の活用及び、発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散にも取り組む。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 • 発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な早期発注 • ゼロ国債、通常国債の活用 • 発注者支援業務などの通年業務の履行期限分散

(全国統一指標)

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

<取り組み方針>

- 低入札価格調査基準または最低制限価格の導入割合
- 現在の導入率を確認するとともに、100%導入に向けて取り組む。

	国等機関	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
R3実績	0.92	1.00	0.99	1.00	1.00	0.47
R4実績	0.82	0.82	0.78	0.94	0.95	0.48

(中国ブロック独自指標)

⑨ウイークリースタンスの実施状況(履行状況の確認)

適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日としないことなど契約図書に明示し、取り組む

<取り組み方針>

■ウイークリースタンスの実施目標

◇中国地整

- ・令和元年度から全ての業務において、ウイークリースタンスを実施している。
- ・引き続き取り組みを継続する。
- ※達成状況は、受注者から提出される実施報告や建設コンサルタンツ協会へアンケート等を通じて確認し、結果を基に課題や問題点を確認し次年度へ生かす。

◇5県・市町村

- ・全ての業務において、特記仕様書へ記載し、ウイークリースタンスの実施を位置づけているか否かの確認を行う。

<令和4年度の達成状況>

	ウイークリースタンスの実施状況			
	R3年度		R4年度	
国等	44%	8/16	50%	8/16
鳥取県	50%	10/20	40%	8/20
島根県	25%	5/20	40%	8/20
岡山県	18%	5/28	21%	6/28
広島県	21%	5/24	17%	4/24
山口県	15%	3/20	35%	7/20
全体	43%	55/128	32%	41/128

1. 目的

○受発注者協同のもと、計画的に業務を遂行することにより、労働環境のさらなる改善を目指す。

2. 実施内容

ウィークリースタンス実施項目(案)について特記仕様書に記載し、打合せ(業務着手時)において当該業務で取り組む内容について協議する。

【ウィークリースタンス実施項目(案)】

- 1) ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することの無いよう留意する事項
 - ・ 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。
 - ・ 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。
 - ・ 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。
- 2) 正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項
 - ・ 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない
 - ・ 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

3. 対象

発注者支援業務を含む全ての業務を対象。平成30年12月より、全ての業務で特記仕様書に記載。
ただし、災害対応等の緊急を要する場合は除く。

ウィークリースタンスの取り組み実施状況の確認について 令和元年7月1日以降に契約を行う全ての業務

1. 特記仕様書に「ウィークリースタンス実施報告シート」を明記し、
受注者は、完成検査時に検査職員に報告する。
2. 検査職員は「報告シート」を確認し、担当副所長に報告。
3. 受注者は「報告シート」を技術管理宛てに電子メールで送付。
4. 技術管理課は取り組み状況を集計し周知を行う。
受注者の対応手順

業務着手時に調査(監督)職員と打合せを行い、
本業務で取り組む実施項目を決定する。



業務履行(実施状況について記録)



完成検査時に検査職員に報告



検査後2週間以内に技術管理課宛に送付

掲載先;中国地方整備局 技術管理資料提供システム
<http://www.cgr.mlit.go.jp/techserv/index.htm>
提出先;gikan_kijunni@cgr.mlit.go.jp

【Vol. 1_R1: 7. 1】

ウィークリースタンス実施報告シート

【取り扱い】

1. 全ての業務を対象としています。
2. 業務の実施にあたり、本業務で取り組む内容を記載して下さい。
3. 業務完成時に取り組み内容の実施項目の達成度を記載して下さい。
4. 入力した実施報告シートは、完成検査時に検査職員に報告し、2週間以内に企画部技術管理課宛に入力データを電子メールで提出して下さい。
5. 本報告シートは、業務成果の対象外です。

発注事務所名: _____ 発注担当課: _____
業務名: _____ 会社名: _____

取り組み内容と実施結果(取り組んだ内容に☑を記載)

業務着手時に調査職員と打合せを行い、本業務で取り組む内容を決定しましたか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ いいた場合は理由
<input type="checkbox"/> 水曜日は、勤務時間外の連絡及び16時以降に掛かる打合せは行わない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)
<input type="checkbox"/> 水曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌日木曜日を期限日としない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)
<input type="checkbox"/> 金曜日に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)
<input type="checkbox"/> 資料作成依頼を正規の勤務時間外には行わない。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)
<input type="checkbox"/> 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。 <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)
その他(_____) <input type="checkbox"/> 完全実施 <input type="checkbox"/> 実施できなかった (全 <input type="checkbox"/> 回中 <input type="checkbox"/> 回未実施)

※ノー残業デーの時間外や土日に行業が発生することが無いよう留意する事。正規の勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項を別途定めている場合その内容と実施結果を記載

実施できなかった理由、実施にあたり工夫した内容など(その他意見)

記載例) 地元対応のため、水曜日の16時以降に資料作成の依頼があった。

■工事においては、全国统一指標①～③、中国ブロック独自指標④～⑥の全6項目とする。

①地域平準化率(施工時期の平準化)

【国:0.90 鳥取県:0.90 島根県:0.90 岡山県:0.90 広島県:0.90 山口県:0.90】

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

【市町村までを対象。R6までに全工事、原則発注者指定(全市町村含む)】

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

④予定価格の事後公表の実施状況

⑤入札契約制度(一般競争入札)の基準の設定状況

⑥入札契約制度(総合評価落札方式)の基準の設定状況

■測量、調査及び設計(業務)においては、全国统一指標⑦～⑧、中国ブロック独自指標⑨の全3項目とする。

⑦地域平準化率(履行期限の分散)

【全体:0.40】

⑧低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

【導入率1.0】

⑨ウイークリースタンスの実施状況

【全業務で実施】

令和4年度

3月下旬～4月上旬 達成状況調査依頼

令和5年度

4月～5月 達成状況とりまとめ

(構成員の見直し調整)

6月26日 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催

- 令和4年度の達成度とりまとめ ⇒公表
- 令和5年度 of 取組方針

- 公表方法(地図)の合意
- 構成員の見直し合意(新規構成員を含んだ会議)

7月～8月 各県発注者協議会の開催

- 当年度の具体的な取組方針

- 新規構成員を含んだ会議

1月頃 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催

- 次期3ヶ年(令和6～8年度)の目標設定

2月～3月 各県発注者協議会の開催

- 令和5年度の達成度とりまとめ
- 次期3ヶ年(令和6～8年度)の目標設定

令和6年度

6月頃 中国ブロック発注者協議会(幹事会)の開催

- 令和5年度の達成度とりまとめ ⇒公表
- 令和6年度の取組方針